

発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省 令〕

- 地方自治法施行規則の一部を改正する省令(総務三五)
- 地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令(同三六)

〔規 則〕

- 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則(公害等調整委一)
- 公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則(同二)

〔法規的告示〕

- 医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する件(厚生労働一一五)
- 再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件(農林水産四三三)
- 令和八年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに令和九年産のさとうきびに適用する単位当たり共済金額の範囲を定める件(同四三四)

〔その他告示〕

- 競馬を行うことができる市区町を指定する件(総務一〇五)
- 自転車競走を行うことができる市を指定する件(同一〇六)
- モーターボート競走を行うことができる市町を指定する件(同二〇七)
- 消防法施行規則第四条の四第五項に規定する防火表示登録表示者の公示に関する件(消防庁七)
- 国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件(財務七七)
- 粗糖の平均輸入価格等を定めた件(農林水産四三五)
- 租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件(同四三六)
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件(農林水産・環境二)
- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づき、同法第三十三条第二項の登録をした件(経済産業二六)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

- 農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について(農林水産省)
- 日本海西部地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表について(同)
- 北上川水系、鳴瀬川水系及び大分川水系に係る河川整備基本方針の変更について(国土交通省)

労働

- 船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示
- (近畿運輸局最低賃金公示二、四国運輸局同二、神戸運輸監理部同二)

国家試験

- 令和八年浄化槽設備士試験の施行について(国土交通省)

公聴会

- 公聴会の開催について(公正取引委員会)

- 除籍の一部が滅失した件

(法務省告示配五八)

- 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件(同五九、六一)
- 日本国に帰化を許可する件(同六二)

〔公 告〕

諸事項

官庁

- 司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、退職手当支給制限処分、河川法に基づく工作物返還に係る公示関係

裁判所

- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係
- 会社その他

省

令

○総務省令第三十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十四条第二項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

総務大臣 林 芳正

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。
別記予算に関する説明書様式給与費明細書の2(3)エを次のように改める。

エ 昇給

区 分	合 計	備 考
昇 給 日	何 月 何 日	
昇給区分「何々」	何号給以上 〔高年齢層（何歳以上） 何号給以上〕 〔管理職層（何級以上） 何号給 〕	
昇給区分「何々」	何号給 〔高年齢層（何歳以上） 何号給 〕 〔管理職層（何級以上） 何号給 〕	
数		
人事評価結果の活用	有・無	
定期昇給以外の昇給制度	有・無	

別記予算に関する説明書様式給与費明細書の2(3)の備考を次のように改める。

8 「エ 昇給」は、当該会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。定期昇給以外の昇給制度欄には定期昇給以外の昇給制度の有無を記載するとともに、当該制度がある場合には、備考欄において当該制度の概要及び国の制度との異同等を記載すること。

附 則

- この省令は、令和八年四月一日から施行する。
- この省令の施行の日以降において令和八年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないうちを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

○総務省令第三十六号

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十七条の二第二項の規定に基づき、地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

総務大臣 林 芳正

地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令

地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）の一部を次のように改正する。
別記第三号給与費明細書様式給与費明細書の3(4)を次のように改める。

(4) 昇給

区 分	合 計	備 考
昇 給 日	何 月 何 日	
昇給区分「何々」	何号給以上 〔高年齢層（何歳以上） 何号給以上〕 〔管理職層（何級以上） 何号給 〕	
昇給区分「何々」	何号給 〔高年齢層（何歳以上） 何号給 〕 〔管理職層（何級以上） 何号給 〕	
数		
人事評価結果の活用	有・無	
定期昇給以外の昇給制度	有・無	

別記第三号給与費明細書様式給与費明細書の3(4)の注)5中「(イ)」の下に「9」を示す〔4〕昇給の備考欄におつても同様の取扱いをする」とを、加え、9を次のように改める。

9 「(4) 昇給」は、当該会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。定期昇給以外の昇給制度欄には定期昇給以外の昇給制度の有無を記載するとともに、当該制度がある場合には、備考欄において当該制度の概要及び一般会計の制度との異同等を記載すること。

附 則

- この省令は、令和八年四月一日から施行する。
- この省令の施行の日以降において令和八年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないうちを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

規 則

則

○公害等調整委員会規則第一号

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第五十八条の二の規定に基づき、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十七日

公害等調整委員会委員長 永野 厚郎

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十六年土地調整委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>（申請の取下げ） 第十二条の二 「略」 2 前項の規定による取下げは、書面ではないければならない。ただし、審理の期日又は第十五条の二の規定による期日であつて裁定委員が出席する期日（以下次項において「審理等の期日」という。）においては、口頭であることを妨げない。 3 裁定委員会は、第一項の規定による取下げがあつたとき（取下げが審理等の期日において口頭でされた場合であつて、参加人、処分庁及び関係都道府県知事（以下この項において「参加人等」という。）がその審理等の期日に出頭したときを除く。）は、参加人等に通知しなければならない。</p>
改正前	<p>（申請の取下げ） 第十二条の二 「同上」 2 前項の規定による取下げは、書面ではないければならない。 3 裁定委員会は、第一項の規定による取下げがあつたときは、参加人、処分庁及び関係都道府県知事に通知しなければならない。</p>

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

○公害等調整委員会規則第二号

公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十七条の規定に基づき、公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十七日

公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則
 公害等調整委員会委員長 永野 厚郎

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和四十七年公害等調整委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>（申請の取下げ） 第四十三条 「略」 2 前項の規定による取下げは、書面をもつてしなければならない。ただし、審問の期日、第四十六条の規定による期日又は法第四十二条の二十四第一項の規定により事件を調停に付したうえ、裁定委員会が自ら処</p>
改正前	<p>（申請の取下げ） 第四十三条 「同上」 2 前項の規定による取下げは、書面をもつてしなければならない。</p>

理する場合における調停の手続（当事者の出頭を求めるものであつて、裁定委員が出席するものに限る。）（以下次項において「期日等」という。）においては、口頭であることを妨げない。
 3 裁定委員会は、第一項の規定による取下げがあつたとき（取下げが期日等において口頭でされた場合であつて、相手方がその期日等に出頭したときを除く。）は、相手方に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

3 裁定委員会は、第一項の規定による取下げがあつたときは、相手方に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第百十五号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の五第三項第十六号の規定に基づき、医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医療、歯科医療若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成十九年厚生労働省告示第百八号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎
 （傍線部分は改正部分）

改正後	<p>第四条 法第六条の五第三項第十六号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一、十九（略） 二十、法第十四条の三第一項の基準の遵守に關して必要な事項 二十一（略） 2 前項に定めるもののほか、法第六条の五第三項第十六号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、オンライン診療を行う医師若しくは歯科医師又はオンライン診療実施病院等に関する法第六条の五第三項第一号、第三号及び第五号から第十五号までに掲げる事項並びに前項各号に掲げる事項であつて、当該オンライン診療に関する事項とする。</p>
改正前	<p>第四条 法第六条の五第三項第十五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一、十九（略） 二十（新設） 二十一（略）</p>

○農林水産省告示第四百三十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第八條第一項（同法第三十四條第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、再評価を受けるべき農薬の範囲を指定したので、同法第八條第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十四條第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該農薬の範囲並びに再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を次のように告示する。

令和八年三月二十七日
農林水産大臣 鈴木 憲和

一 農薬の範囲

農薬取締法第三條第一項又は第三十四條第一項の登録を受けている農薬のうち、別表に掲げる有効成分を含む農薬

二 再評価を受けるべき者が提出すべき資料

1 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第二條第一項各号（第三号、第四号及び第十一号を除く。）に掲げる資料。
ただし、農薬の使用法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。

2 資料提出期限の始期

少なくとも過去十五年間に公表された当該再評価を受けるべき農薬の安全性に関する文献の写し並びに当該文献の収集、選択及び分類の過程、結果等を取りまとめた報告書

三 提出期限

1 別表第一号、第四号、第五号、第十号から第十四号まで、第十九号、第二十二号、第二十八号、第三十四号、第三十八号、第三十九号及び第四十一号に掲げる有効成分を含む農薬 令和十年四月三日から令和十年六月三十日まで

2 別表第二号、第三号、第七号、第十六号、第二十一号、第二十七号、第三十三号及び第三十五号に掲げる有効成分を含む農薬

令和十年七月三日から令和十年九月二十九日まで
三 別表第九号、第二十七号、第二十三号から第二十五号まで、第二十九号、第三十二号、第三十七号及び第四十号に掲げる有効成分を含む農薬 令和十年十月二日から令和十年十二月二十八日まで

別表第六号、第八号、第十五号、第十八号、第二十号、第二十六号、第三十号、第三十一号及び第三十六号に掲げる有効成分を含む農薬 令和十一年一月四日から令和十一年三月三十日まで

- DBEDC
- イブコナゾール
- エトキサゾール
- エトキシスルフロ
- 塩酸レバミゾール
- オキソリニツク酸
- クレトジム
- クロリダゾン（PAC）
- クロルチアミド（DCBN）
- クロルフルアズロン
- クロルメコト
- シフルトリン
- シフルフェナミド
- シプロコナゾール
- シメコナゾール
- ジメタムトリン
- 酒石酸モランテル
- スワルスキーカブリダニ
- タラロマイセス フラバス
- チアクロロリド
- チリカブリダニ
- デスメディファム
- トリコデルマ アトロピリデ
- トリフロキシスルフロ
- ナトリウム塩
- ハリダマイシン
- ピリフタリド
- ピリプロキシフェン
- フェンプロバトリン
- フルオルイミド
- フルシトリネット
- フルミオキサジン
- プロクロラス
- プロリアミン
- プロピザミド
- プロヘキサジオンカルシウム塩
- フロラスラム
- ポスカリド
- ポリオキシシン複合体
- メトスルフロンメチル
- メトミノストロピ
- リムスルフロ

○農林水産省告示第四百三十四号
農薬保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四十四條第一項の規定に基づき、令和八年産の秋植えばれいしよ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに令和九年産のさとうきびに係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。
令和八年三月二十七日
農林水産大臣 鈴木 憲和
（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備えて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。
附則
この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第百五号

競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第一條の二第二項及び第四項の規定に基づき、競馬を行うことができる市区町を次のとおり指定する。
右の指定は、令和八年四月一日からその効力を生ずるものとする。
令和八年三月二十七日
総務大臣 林 芳正

その他告示

都道府県名	市区町名	競馬を行うことができる期限	条 件
北海道	帯広市	令和十年三月三十一日	
岩手県	盛岡市 奥州市	令和九年三月三十一日	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
千葉県	船橋市 習志野市	令和十年三月三十一日	同右
東京都	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区	同右	同右

石川県	練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区	金沢市	同右	
岐阜県	羽島郡岐南町 同郡笠松町	同右	同右	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
兵庫県	姫路市	同右	同右	
高知県	高知市	同右	同右	
佐賀県	鳥栖市	同右	同右	

○総務省告示第百六号
 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、自転車競走を行うことができる市を次のとおり指定する。
 右の指定は、令和八年四月一日からその効力を生ずるものとする。
 令和八年三月二十七日
 総務大臣 林 芳正

都道府県名	市名	自転車競走を行うことができる期限	条 件
茨城県	取手市	令和十年三月三十一日	

○総務省告示第百七号
 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、モーターボート競走を行うことができる市町を次のとおり指定する。
 右の指定は、令和八年四月一日からその効力を生ずるものとする。
 令和八年三月二十七日
 総務大臣 林 芳正

都道府県名	市町名	モーターボート競走を行うことができる期限	条 件
埼玉県	さいたま市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市	令和十年三月三十一日	モーターボート競走の実施については、一部事務組合で施行すること。

東京都	越谷市 入間市 朝霞市	八王子市 武蔵野市 昭島市 調布市 町田市 小金井市	同右	
岡山県	総社市 浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町	同右	同右	
徳島県	板野郡松茂町 同郡北島町 同郡板野町	同右	同右	
福岡県	行橋市 中間市	同右	同右	

○消防庁告示第七号
 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第五項に規定する登録表示者として左記の者を登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。
 令和八年三月二十七日
 消防庁長官 大沢 博

ADE-27-1333	日本スクリュー株式会社	E-28-48395	株式会社ナック
AE-27-1332	株式会社テイクコーポレーション	E-13-48392	深見 隆志
AFE-10-1331	株式会社タキフランド	E-40-48397	株式会社SEITEN
C-4-7136	株式会社神奈川クレーニング	E-1-48403	株式会社wall
C-20-7137	株式会社ARC東京堂	E-13-48387	number. 83株式会社
E-13-48379	Red wood Projects Japan株式会社	E-46-48402	株式会社エム・クラフト
E-13-48383	株式会社フアラド・安藤	E-30-48396	株式会社エイン
E-13-48388	株式会社RK&Co	E-27-48394	春建築工房株式会社
		E-24-48404	山出憲太郎
		E-40-48393	竹内 強
		E-13-48400	株式会社渡辺備装
		E-20-48389	株式会社ソテリアデコ
		E-14-48398	常英商会有限会社
		E-23-48413	株式会社一陽テック
		E-37-48401	川下 浩明
		E-13-48399	株式会社東双商事
		E-15-48406	株式会社ケンシン

- E-13-48405 株式会社工匠
- E-27-48412 アルファサービス株式会社
- E-33-48414 大西 崇仁
- E-9-48409 小野 訓男
- E-23-48426 宮西 秀典
- E-40-48421 株式会社Wall
- E-16-48424 株式会社BMサポート
- E-40-48425 香山 清志
- E-14-48408 株式会社ケイエムコーポレーション
- E-22-48410 株式会社山総
- E-23-48433 株式会社ウィズ
- E-23-48434 株式会社SeesSign
- E-14-48407 織田 政二
- E-21-48422 株式会社直野美装
- E-21-48427 株式会社EST
- E-11-48432 株式会社DMN
- E-14-48415 株式会社第一装飾
- E-40-48441 松下 博人
- E-27-48442 株式会社ワイアール
- E-33-48444 中野健一郎
- E-12-48416 株式会社建装
- E-23-48436 株式会社インテリア江南
- E-20-48417 山口今朝一
- E-15-48419 見留 利久
- E-13-48439 株式会社ベース
- E-25-48443 株式会社篠建
- E-12-48420 鶴澤 健一
- E-28-48437 有限会社アリス芸社
- E-23-48440 株式会社日美
- E-4-48418 株式会社プラチナデザイン
- E-22-48435 株式会社I-CRAFT
- E-13-48438 キリデザイン株式会社
- E-12-48411 梅部 裕輝
- E-27-48445 デコラティブシステム株式会社
- E-39-48448 守谷 直人
- E-1-48451 株式会社今野商会
- E-40-48450 吉永 正之
- E-16-48423 株式会社竹鼻工業
- E-4-48431 外山 浩基
- E-4-48454 百足 貴行
- E-7-48447 株式会社テクノサービス

- E-47-48456 株式会社ファブリック
- E-20-48449 合同会社ニューフォロ-
- E-12-48446 株式会社剣持総業
- E-28-48458 トータルエス株式会社
- E-40-48459 田中 聡武
- E-12-48452 永島 豊
- E-18-48457 株式会社リテンダ
- E-30-48465 山田 周世
- E-13-48453 株式会社Grit
- E-12-48460 合同会社イチエダ
- E-16-48466 株式会社インテリアあゆみ
- E-13-48461 株式会社エム・エス・ケイ
- E-40-48455 株式会社レッド
- E-12-48467 東武サービス株式会社
- E-37-48469 福田 司
- E-1-48468 株式会社内研
- E-40-48470 中池 司
- E-23-48476 株式会社ジェイプラスワン
- E-38-48479 高田 和貴
- E-13-48463 株式会社安藤工業
- E-8-48464 有限会社湖南家具販売
- E-17-48471 株式会社JHコーポレーション
- E-11-48472 御楚松WORKS株式会社
- E-14-48474 有限会社インテリアハウスドクター
- E-40-48477 原田 望
- E-23-48494 株式会社ism
- E-22-48480 碓 康成
- E-20-48475 CRAFT STYLE合同会社
- E-1-48487 佐藤 勝美
- E-40-48489 伊藤 孝博
- E-40-48490 松尾 賢亮
- F-13-1777 イノベジリアデコール株式会社
- F-27-1778 日建株式会社
- F-13-1780 株式会社ノルウェジアンアイコンス
- F E-13-1774 batonn株式会社
- F E-27-1775 エンダーハウス株式会社
- F E-22-1776 有限会社DANNY
- F E-13-1779 福助商事株式会社
- F E-23-1782 株式会社シーディアイ
- F E-23-1784 豊島株式会社

○財務省告示第七十七号

国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和八年二月十二日に買入銷却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年三月二十七日 財務大臣 片山やつき

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券(物価連動・10年)	第26回	1,100,000,000円	102.15円
"	第27回	600,000,000円	101.05円
"	第27回	3,100,000,000円	101.13円
"	第28回	3,000,000,000円	99.40円
"	第28回	3,000,000,000円	99.50円
"	第28回	1,100,000,000円	99.53円
"	第30回	2,600,000,000円	96.50円
"	第30回	5,600,000,000円	96.60円
合 計		20,100,000,000円	

○農林水産省告示第四百三十五号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第九号)第六条第二項、第九条第三項及び第四項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十八条の二第一項第二号、第十八条の三第二項並びに第二十八条第一項並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和四十年農林省令第四十三号)第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの異性化糖軽減額、同号二の加糖調製品軽減額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格、同法第十八条の二第一項第二号の加糖調製品標準価格、同法第十八条の三第二項の加糖調製品平均輸入価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格を次のように定めたので、同法第六条第二項(同法第九条第五項、第十一条第六項、第十二条第二項、第十八条の二第五項、第十八条の三第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。)並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

- 令和八年三月二十七日 農林水産大臣 鈴木 薫和
- 一 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格 一、〇〇〇キログラムにつき七六、六六〇円
適用期間 令和八年四月一日から六月三十日まで
 - 二 異性化糖軽減額 零円
適用期間 令和八年四月一日から六月三十日まで
 - 三 加糖調製品軽減額 一、〇〇〇キログラムにつき四、二〇〇円
適用期間 令和八年四月一日から六月三十日まで
 - 四 異性化糖標準価格 一、〇〇〇キログラムにつき一七六、五一九円(うち消費税額及び地方消費税額分 一三、二二四円)
適用期間 令和八年四月一日から六月三十日まで
 - 五 異性化糖平均供給価格 一、〇〇〇キログラムにつき一七四、九一七円(うち消費税額及び地方消費税額分 一二、九五七円)
適用期間 令和八年四月一日から六月三十日まで
 - 六 加糖調製品標準価格 一、〇〇〇キログラムにつき一一九、六四二円
適用期間 令和八年四月一日から六月三十日まで

七 加糖調製品糖平均輸入価格 一、〇〇〇キログラムにつき一三七、〇一七円
 適用期間 令和八年四月一日から六月三十日まで
 八 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八條第一項の平均輸入価格 一、〇〇〇キログラムにつき九三、〇二〇円
 適用期間 令和八年四月一日から六月三十日まで
 九 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（以下この号において「規則」という。）第十七條の二及び第十七條の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに規則第十七條の二及び第十七條の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格は、次の表の上欄に掲げる輸入加糖調製品の種類の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄のとおりとする。
 適用期間 令和八年四月一日から六月三十日まで

輸入加糖調製品の種類の区分	農林水産大臣が定めて告示する係数	農林水産大臣が定めて告示する価格
規則第十七條の二第一号に掲げるもの	〇・九七七	一キログラムにつき二〇八円
規則第十七條の二第二号に掲げるもの	一・一八〇	一キログラムにつき一〇八円
規則第十七條の二第三号に掲げるもの	一・〇二九	一キログラムにつき二九円
規則第十七條の二第四号に掲げるもの	六・〇七七	一キログラムにつき五四円
規則第十七條の二第五号に掲げるもの	五・〇九八	一キログラムにつき四五円
規則第十七條の二第六号に掲げるもの	一・二四五	一キログラムにつき三一円
規則第十七條の二第七号に掲げるもの	〇・八五二	一キログラムにつき一九円
規則第十七條の二第八号に掲げるもの	〇・七八八	一キログラムにつき一七円
規則第十七條の二第九号に掲げるもの	〇・八一	一キログラムにつき七二円
規則第十七條の二第十号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき四四円
規則第十七條の二第十一号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき五二円
規則第十七條の二第十二号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき二二円
規則第十七條の二第十三号に掲げるもの	二・三〇〇	一キログラムにつき二〇六円
規則第十七條の二第十四号に掲げるもの	一四・八六三	一キログラムにつき二二四四円
規則第十七條の二第十五号に掲げるもの	一一・八七四	一キログラムにつき一、一三五円
規則第十七條の二第十六号に掲げるもの	一〇・九三二	一キログラムにつき八八二円
規則第十七條の二第十七号に掲げるもの	二・八八九	一キログラムにつき一八三円
規則第十七條の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものに限る。）	一・一九一	一キログラムにつき二六円
規則第十七條の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものを除く。）	一・一九一	一キログラムにつき二二二円
規則第十七條の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大のものを除く。）	〇・八五七	一キログラムにつき七六円
規則第十七條の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大のものを除く。）	〇・八一	一キログラムにつき六三円

〇農林水産省告示第四百三十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第十七條第三項及び第三十九條の二十六條第三項の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七條第三項及び第三十九條の二十六條第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
 令和八年三月二十七日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

〇環境省告示第二号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四條第一項の規定に基づき、令和八年二月二十四日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八條の規定に基づき告示する。
 令和八年三月二十七日
 農林水産大臣 鈴木 憲和
 環境大臣 石原 宏高

承認番号 25-46P-0011

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び注したる事務所の所在地	バイオエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長 大島 美紀 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チヨウ田害虫抵抗性ワタ(改変 $crv2AB2$, <i>Gossypium hirsutum</i> L.) (MON15947, OECD UI: MON-15947-5)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

承認番号 25-46P-0012

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び注したる事務所の所在地	コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社 代表取締役社長 野村真一郎 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	高オレイン酸含有並びに除草剤アセット乳酸合成酵素阻害剤、アミノキシリンカノエート系、アミノホホアト及びアミノホホアト耐性アミン($gm-fad2-1$, $gm-hva$, 改変 $aad-12$, $2mepsps$, pat , $Glycine\ max$ (L.) Merr.) (DP-305423-1×DAS44406, OECD UI: DP-305423-1×DAS-44406-6)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

○経済産業省告示第二十六号
 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第六十条第一項の規定に基づき、次のように同法第三十三条第二項の登録をしたので、同法第七十二条第一号の規定に基づき、公示する。
 令和八年三月二十七日
 経済産業大臣 赤澤 亮正

名称	住所	登録をした日
一般財団法人日本品質保証機構	東京都千代田区神田須田町一丁目25番地	令和八年三月二十七日
ソコテック・サーティファイケーシオン・ジャパン株式会社	東京都千代田区大手町一丁目7番2号	令和八年三月二十七日
日本検査キューエイ株式会社	東京都中央区入船二丁目1番1号	令和八年三月二十七日

国会事項

衆議院

報告書受領

三月二十五日人事院総裁川本裕子から次の報告書を受領した。
 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第二項の規定に基づく令和七年官民人事交流に関する年次報告

かつて永年在職議員として表彰された元議員不破哲三君が七年十二月三十日死去されたので、三月二十五日、本院は次の弔詞を贈った。
 元日本共産党幹部会委員長元衆議院議員不破哲三君は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功労を表彰されました。君は、終始政党政治の推進に力をいたし、議会制民主政治の発展に貢献されました。その功績はまことに偉大であります。衆議院は、君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

議事日程

三月二十六日の議事日程は次のとおり。
 議事日程 第七号
 令和八年三月二十六日（木曜日）
 午後一時開議

一 国務大臣の演説（米国訪問に関する報告について）

参議院

議案付託

三月二十五日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
 関税法の一部を改正する法律案（閣法第六号）
 財政金融委員会に付託

質問主意書提出

三月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。
 旅館業法における簡易宿所の課題に関する質問主意書（小西洋之提出）（第二二二号）
 衆議院議員総選挙時における在外選挙人による郵便等投票の投票用紙の未達に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二三三号）
 衆議院議員総選挙時における選挙管理委員会職員の時外労働に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二四四号）
 トランスジェンダー当事者の参政権保障のための投票所運営に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第二五五号）

質問主意書転送

三月二十五日次の質問主意書を内閣に転送した。
 令和八年四月以降の高等学校等就学支援金の支給に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第一九号）
 ホルムズ海峡を巡る情勢と重要影響事態の関係に関する質問主意書（辻元清美提出）（第二〇号）
 ホルムズ海峡を巡る情勢と国際法との関係等に関する質問主意書（辻元清美提出）（第二一号）

報告書受領

三月二十五日人事院総裁から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第二項の規定に基づく令和七年官民人事交流に関する年次報告を受領した。

人事異動

内閣

（宇都宮地方裁判所判事補兼宇都宮家庭裁判所判事補・宇都宮簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事
 （静岡地方裁判所判事補兼静岡家庭裁判所判事補・静岡簡易裁判所判事）同
 （静岡家庭裁判所判事補兼静岡地方裁判所判事補・浜松簡易裁判所判事）同
 （神戸地方裁判所判事補兼神戸家庭裁判所判事補・神戸簡易裁判所判事）同
 （福井地方裁判所判事補兼福井家庭裁判所判事補・福井簡易裁判所判事）同
 （金沢地方裁判所判事補兼金沢家庭裁判所判事補・金沢簡易裁判所判事）同
 （富山地方裁判所判事補兼富山家庭裁判所判事補・富山簡易裁判所判事）同
 （大分地方裁判所判事補兼大分家庭裁判所判事補・大分簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事
 （熊本地方裁判所判事補兼熊本家庭裁判所判事補・熊本簡易裁判所判事）同
 （札幌地方裁判所判事補兼札幌家庭裁判所判事補・札幌簡易裁判所判事）同
 兼官を免ずる（各通）（三月二十五日）

加藤 潤也

河口 嵩朋

志村 敬一

白浜 菜央

田中 宏明

野原 顕

相島 圭介

小野あゆみ

若松 亮太

小松 美緒

最高裁判所

さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事・さいたま簡易裁判所判事
 岡山家庭裁判所判事に補する
 岡山簡易裁判所判事に補する
 東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
 さいたま地方裁判所判事に補する
 部の事務を総括する者に指名する
 兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する
 さいたま簡易裁判所判事に補する（以上三月二十日）

関根 規夫

岡山簡易裁判所判事に補する
 岡山簡易裁判所判事に補する
 東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
 さいたま地方裁判所判事に補する
 部の事務を総括する者に指名する
 兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する
 さいたま簡易裁判所判事に補する（以上三月二十日）

篠原 康治

札幌簡易裁判所判事
 留萌簡易裁判所判事に補する
 兼ねて深川簡易裁判所判事に補する（三月二十一日）

鹿島 章一

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事
 東京高等裁判所判事に補する
 部の事務を総括する者に指名する
 東京簡易裁判所判事に補する
 青森地方裁判所判事兼青森家庭裁判所判事・青森簡易裁判所判事
 大阪高等裁判所判事に補する
 部の事務を総括する者に指名する
 札幌簡易裁判所判事に補する
 易裁判所判事
 青森地方裁判所判事に補する
 青森地方裁判所判事を命ずる
 兼ねて青森家庭裁判所判事に補する
 青森家庭裁判所判事を命ずる
 青森簡易裁判所判事に補する
 青森簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
 函館地方裁判所判事兼函館家庭裁判所判事・函館簡易裁判所判事
 札幌高等裁判所判事に補する
 部の事務を総括する者に指名する
 札幌簡易裁判所判事に補する

古田 孝夫

大阪高等裁判所判事に補する
 部の事務を総括する者に指名する
 東京簡易裁判所判事に補する
 青森地方裁判所判事兼青森家庭裁判所判事・青森簡易裁判所判事
 大阪高等裁判所判事に補する
 部の事務を総括する者に指名する
 札幌簡易裁判所判事に補する
 易裁判所判事
 青森地方裁判所判事に補する
 青森地方裁判所判事を命ずる
 兼ねて青森家庭裁判所判事に補する
 青森家庭裁判所判事を命ずる
 青森簡易裁判所判事に補する
 青森簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
 函館地方裁判所判事兼函館家庭裁判所判事・函館簡易裁判所判事
 札幌高等裁判所判事に補する
 部の事務を総括する者に指名する
 札幌簡易裁判所判事に補する

市川多美子

札幌簡易裁判所判事に補する
 留萌簡易裁判所判事に補する
 兼ねて深川簡易裁判所判事に補する（三月二十一日）

齋藤 清文

札幌簡易裁判所判事に補する
 留萌簡易裁判所判事に補する
 兼ねて深川簡易裁判所判事に補する（三月二十一日）

角井 俊文

札幌簡易裁判所判事に補する
 留萌簡易裁判所判事に補する
 兼ねて深川簡易裁判所判事に補する（三月二十一日）

角井 俊文

札幌簡易裁判所判事に補する
 留萌簡易裁判所判事に補する
 兼ねて深川簡易裁判所判事に補する（三月二十一日）

角井 俊文

札幌簡易裁判所判事に補する
 留萌簡易裁判所判事に補する
 兼ねて深川簡易裁判所判事に補する（三月二十一日）

角井 俊文

札幌簡易裁判所判事に補する
 留萌簡易裁判所判事に補する
 兼ねて深川簡易裁判所判事に補する（三月二十一日）

角井 俊文

札幌簡易裁判所判事に補する
 留萌簡易裁判所判事に補する
 兼ねて深川簡易裁判所判事に補する（三月二十一日）

角井 俊文

札幌簡易裁判所判事に補する
 留萌簡易裁判所判事に補する
 兼ねて深川簡易裁判所判事に補する（三月二十一日）

角井 俊文

札幌簡易裁判所判事に補する
 留萌簡易裁判所判事に補する
 兼ねて深川簡易裁判所判事に補する（三月二十一日）

角井 俊文

東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事・立川簡易裁判所判事 中村 恭

函館地方裁判所判事に補する
函館地方裁判所長を命ずる

兼ねて函館家庭裁判所判事に補する
函館家庭裁判所長を命ずる

函館簡易裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事 中久保 美

東京地方裁判所判事に補する
東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる

部の事務を総括する者に指名する
兼ねて東京家庭裁判所判事に補する

東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる
立川簡易裁判所判事に補する(以上三月二十二日)

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事 井出 正弘

札幌高等裁判所判事に補する
札幌簡易裁判所判事に補する(三月二十二日)

〇定年退官
判事兼簡易裁判所判事久保田浩史は三月十九日

限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

簡易裁判所判事脇山靖幸は三月二十日限り定年退官

判事兼簡易裁判所判事鹿子木康は三月二十一日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、東日本大震災復興状況御視察等のため、三月二十五日から同月二十六日まで、岩手県及び宮城県へ行幸啓の御予定であったところ、両陛下には引き続きお風邪の症状がおありになり、お体が続いでいらつしやることから、同行幸啓を延期になった。

なお、愛子内親王殿下のお成りも延期になった。

御祝電

天皇陛下は、バンケウフシユの独立記念日につき、三月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を寄せられた。

国土報知

国土事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について

漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第19条第1項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第3項において準用する同法第17条第4項の規定に基づき公告する。

令和8年3月27日
農林水産大臣 鈴木 憲和

五島南方沖地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

(1) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条第3項において準用する同法第17条第4項の規定により縦覧に供すべき書類の名称 特定漁港漁場整備事業計画の案

(2) 縦覧の期間 令和8年3月27日から令和8年4月16日まで

(3) 縦覧の場所 水産庁HP : https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/juuran_gyoko.html

水産庁漁港漁場整備部事業課
水産庁九州漁業調整事務所
長崎県水産部漁港漁場課
長崎県県北振興局水産課
長崎県五島振興局水産課

日本海西部地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第19条第7項の規定に基づき、平成19年9月3日に公表した日本海西部地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の一部廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和8年3月27日
農林水産大臣 鈴木 憲和

1 一部廃止した理由

本地区において、平成19年9月3日に公表した計画に基づき整備することとしていた施設のうち未整備となっている施設について、地域の漁場利用に対する考え方を踏まえ計画を精査した結果、整備の必要がなくなったため、当該施設に係る事業を廃止した。

2 当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

計画から減じる施設以外の施設は、工事が完了している。

3 事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項
事業実施済みの保護育成礁により、当初計画していた効果は概ね発揮されており、対象水産資源の保護増大は図られている。

4 一部廃止したことによる影響に関する事項
当初計画していた効果は概ね達成されており、施設を減じることによる地域の水産物流通等への影響は少ない。

5 今後の課題と対応に関する事項
完成した保護育成礁内の水産資源の保護増大を図るとともに、本事業の効果を詳細に把握・分析することが必要である。

北上川水系、鳴瀬川水系及び大分川水系に係る河川整備基本方針の変更について

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条第一項の規定に基づき、令和八年三月十九日に、北上川水系、鳴瀬川水系及び大分川水系に係る河川整備基本方針を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、変更した旨を公表する。

令和八年三月十七日
国土交通大臣 金子 恭之

状 報

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示 近畿運輸局最低賃金公示第2号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第35条第3項及び第7項の規定に基づき、近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金(平成9年近畿運輸局最低賃金公示第1号)、近畿海上旅客運送業最低賃金(平成9年近畿運輸局最低賃金公示第2号)及び近畿漁業(沖合底びき網)最低賃金(平成15年近畿運輸局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項及び第35条第2項並びに船員の最低賃金に関する省令(昭和34年運輸省令第35号)第8条の規定により公示する。

令和8年3月27日
近畿運輸局長 服部 真樹

1. 近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第4項中「271,500円」を「282,500円」に、「255,050円」を「266,050円」に、「212,750円」を「223,750円」に、「203,450円」を「214,450円」に改める。

2. 近畿海上旅客運送業最低賃金第4項中「264,800円」を「275,300円」に、「203,400円」を「213,400円」に改める。

3. 近畿漁業(沖合底びき網)最低賃金第5項中「220,000円」を「231,000円」に改める。

附 則

この公示は、令和8年4月26日から効力を生ずる。

四国運輸局最低賃金公示第2号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第35条第3項及び第7項の規定に基づき、四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金(平成9年四国運輸局最低賃金公示第5号)、四国海上旅客運送業最低賃金(平成9年四国運輸局最低賃金公示第6号)、四国漁業(沖合底びき網)最低賃金(平成15年四国運輸局最低賃金公示第1号)及び四国漁業(大中型まき網)最低賃金(平成15年四国運輸局最低賃金公示第2号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項及び第35条第2項並びに船員の最低賃金に関する省令(昭和34年運輸省令第35号)第8条の規定により公示する。

令和8年3月27日
四国運輸局長 田村 顕洋

1. 四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第4項中「270,000円」を「280,700円」に、「253,450円」を「264,150円」に、「211,400円」を「222,100円」に、「202,000円」を「212,700円」に改める。

2. 四国海上旅客運送業最低賃金第4項中「263,450円」を「273,450円」に、「197,000円」を「209,000円」に改める。

3. 四国漁業(沖合底びき網)最低賃金第5項中「199,800円」を「207,800円」に改める。

4. 四国漁業(大中型まき網)最低賃金第5項中「213,300円」を「224,000円」に、「205,800円」を「215,000円」に改める。

附 則

この公示は、令和8年4月26日から効力を生ずる。

神戸運輸監理部最低賃金公示第 2 号
最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) 第 35 条第 3 項及び第 7 項の規定に基づき、神戸内航船舶運航業及び木船運航業最低賃金 (平成 9 年神戸海運監理部最低賃金公示第 1 号)、神戸海上旅客運送業最低賃金 (平成 9 年神戸海運監理部最低賃金公示第 2 号) 及び神戸漁業 (沖合底びき網) 最低賃金 (平成 9 年神戸海運監理部最低賃金公示第 3 号) の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第 19 条第 1 項及び第 35 条第 2 項並びに船員の最低賃金に関する省令 (昭和 34 年運輸省令第 35 号) 第 8 条の規定により公示する。

令和 8 年 3 月 27 日
神戸運輸監理部長 峰本 健正

1. 神戸内航船舶運航業及び木船運航業最低賃金 第 4 項中 「269,650 円」 を 「280,650 円」 に、 「253,200 円」 を 「264,200 円」 に、 「211,100 円」 を 「222,100 円」 に、 「201,800 円」 を 「212,800 円」 に改める。
 2. 神戸海上旅客運送業最低賃金 第 4 項中 「264,800 円」 を 「275,300 円」 に、 「203,400 円」 を 「213,400 円」 に改める。
 3. 神戸漁業 (沖合底びき網) 最低賃金 第 5 項中 「225,600 円」 を 「236,600 円」 に改める。
- 附 則
この公示は、令和 8 年 4 月 26 日から効力を生ずる。

国 庫 誌 録

令和 8 年浄化槽設備士試験の施行について
浄化槽法 (昭和 58 年法律第 33 号) 第 43 条第 2 項の規定により、令和 8 年浄化槽設備士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第 4 項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターに行わせる。

令和 8 年 3 月 27 日
国土交通大臣 金子 恭之

- 1 実施期日 令和 8 年 7 月 12 日 (日)
- 2 実施場所 宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県
- 3 受験手数料 31,700 円
- 4 受験手続 (1) 受験申請受付期間 令和 8 年 4 月 1 日 (水) から令和 8 年 5 月 20 日 (水) まで

- (2) 受験申請の受付機関 公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024 東京都墨田区菊川二丁目 23 番 3 号 電話番号 (03) 3635 局 4881 番 <https://www.jecses.or.jp>
- (3) 受験申請方法 4(2)の機関のホームページからオンライン申請すること。
- 5 受験票の送付 受験票は、4(2)の機関から直接受験者に送付する。
- 6 合格の発表 令和 8 年 8 月下旬に合格者を 4(2)の機関のホームページに掲載及び掲示場に掲示する。令和 8 年 9 月中旬に官報で公告し、本人に合格した旨を通知する。
- 7 その他 受験手続等に関する問い合わせは、4(2)の機関に行う。

公 聴 会

公聴会の開催について

公正取引委員会法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和二十二年法律第五十四号) 第二条第九項六号の規定に基づき、特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合は、公正な取引方法及び製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法の指定について、同法第七十一条の規定に基づき、公聴会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 27 日
公正取引委員会委員長 茶谷 栄治

一 案件

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合は、特定の不公正な取引方法及び製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法の指定 (別記)

- 二 日時 令和 8 年 4 月 14 日午後一時
- 三 場所 ウェブ会議を利用したオンライン開催及び対面開催 (東京都港区虎ノ門アルセアタワー公正取引委員会内会議室)
- 四 意見申出要領 公聴会に出席して意見を述べたいとする者は、住所 (郵便番号及び電話番号を付記する) 氏名 (振仮名を付記の上、意図) メールアドレス及び職業を明記の上、意見の概要を次の要領によりできるだけ具体的に記載した文書を「令和 8 年 4 月 7 日までに」メール (kitori_1006@jftc.go.jp) 又は郵便 (郵便番号一〇五一〇〇〇一東京都港区虎ノ門アルセアタワー十階公正取引委員会事務局総局経済取引部企業取引課宛て) で提出すること。

- (一) 意見を提出する告示案 賛否とその理由
- (二) 修正案がある場合は、その案
- (三) その他参考となる意見
- (四) 公聴会で資料を提出しようとする場合は、その資料の概要
- (五) 希望する出席方法 (オンライン又は対面 (いずれか))
- (六) 公述人 公聴会における発言者は、意見概要提出者の中から、公正取引委員会において選定の上、本人に宛て通知する。
- (七) この公聴会についての問い合わせ先は、公正取引委員会事務局総局経済取引部企業取引課である。

法務省告示配第五十八号

東京都新島村役場保存の次の除籍の一部が滅失した。
令和 8 年 3 月 27 日
法務大臣 平口 洋

- 法務省告示配第五十九号
東京都新島本村六番地 小久保亀吉 洋
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律 (昭和六十一年法律第六十六号) 第九条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法律事務弁護士となる資格を承認した。
令和 8 年 3 月 27 日
法務大臣 平口 洋

- 氏 名 楊 華 洋
生年月日 千九百七十七年九月三十日
法務省告示配第六十号
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律 (昭和六十一年法律第六十六号) 第九条の規定に基づき、次の者に対し、台湾において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法律事務弁護士となる資格を承認した。
令和 8 年 3 月 27 日
法務大臣 平口 洋
- 氏 名 黄 彦倫 洋
生年月日 千九百九十一年三月十一日

法務省告示配第六十一号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律 (昭和六十一年法律第六十六号) 第九条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法律事務弁護士となる資格を承認した。
令和 8 年 3 月 27 日
法務大臣 平口 洋

- 氏 名 全 永杰 洋
生年月日 千九百七十八年五月十二日
法務省告示配第六十二号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
令和 8 年 3 月 27 日
法務大臣 平口 洋

- 住所 千葉県松戸市 サントス・ダザル 昭和 63 年 9 月 24 日生
住所 山形県米沢市 ド・ライ・タム 平成 2 年 3 月 28 日生
住所 フラン・ライ・アン・トゥー 平成 25 年 9 月 11 日生
住所 堺市北区 カルリック・カロー・アンジェイ 平成 5 年 3 月 30 日生
住所 東京都江東区 グエン・ケン 令和 6 年 4 月 20 日生
住所 東京都世田谷区 呂紹齊 平成元年 11 月 17 日生
住所 東京都世田谷区 呂美運 令和 6 年 6 月 3 日生
住所 東京都江戸川区 シヤイレツジュ・ガンザダル・ダチ 昭和 46 年 12 月 25 日生
住所 ニール・シヤイレツジュ・ダチ 平成 13 年 10 月 13 日生
住所 東京都墨田区 許智園 昭和 60 年 12 月 26 日生
住所 川崎市中原区 張理紗 平成 7 年 3 月 7 日生
住所 兵庫県伊丹市 朴美那 昭和 41 年 3 月 4 日生
住所 張明守 平成 5 年 12 月 21 日生

住所 神戸市中央区
李光希 令和元年10月24日生

住所 群馬県桐生市
ラーラ・ズルコツ 平成元年3月2日生

住所 堺市堺区
マラ・ミラン 平成8年7月18日生

住所 東京都荒川区
武麗娜 平成7年12月12日生

住所 千葉県船橋市
スザヤ・アディカリ 昭和61年3月14日生

住所 東京都文京区
白力勲 昭和52年11月21日生

住所 東京都葛飾区
ケサブ・デブコタ 平成3年7月24日生
ディクサン・デブコタ 令和元年12月4日生

住所 東京都葛飾区
ディヤンス・デブコタ 令和7年8月13日生

住所 山口県光市
エムディ・アロムギル・ハサン 昭和61年1月9日生
ショリフ・ヌスラット・ジャハーン 平成8年9月21日生
アヤン・ハサン・ネハン 平成30年5月2日生
アヤット・クスブ・ナバ 令和3年8月24日生

住所 東京都足立区
梁剛男 昭和22年5月16日生
朴世心 昭和30年5月18日生
梁幸訓 昭和60年7月30日生

住所 岐阜市
夏卓玥 昭和59年1月20日生

住所 東京都葛飾区
柴宝 平成3年9月1日生
柴銘哲 平成27年1月29日生
柴銘汐 平成29年11月26日生

住所 東京都江戸川区
プラディーブ・クマール・バンデー 昭和53年10月10日生
ミナ・バンデー 昭和50年4月26日生
マヒカ・バンデー 平成21年1月16日生
ディーピカ・バンデー 平成29年2月5日生

住所 東京都世田谷区
劉傑 昭和57年10月13日生

住所 東京都台東区
周佳波 平成11年9月29日生

住所 東京都目黒区
付春霞 昭和53年3月12日生
褚阡惠 平成15年5月29日生
褚川雄 平成26年9月11日生

住所 愛知県碧南市
魏萌 平成11年9月25日生

住所 愛知県半田市
シャーミィ・グレイス・マンダイ 平成15年4月16日生

住所 愛知県岡崎市
アンデルソン・ノダ 昭和58年6月28日生

住所 愛知県春日井市
バル・バハドゥア・パウデル 昭和60年11月25日生
ビダンス・パウデル 令和元年9月10日生
ピバン・パウデル 令和4年9月7日生

住所 愛知県豊田市
サミチャ・タパ 平成10年10月7日生

住所 愛知県豊橋市
呂波波 昭和48年8月31日生

住所 愛知県東海市
梁春健一 平成27年1月3日生
梁春佳奈 平成30年9月10日生

住所 愛知県瀬戸市
マルコス・チヒロ・ヒラマツ 昭和50年10月24日生
モニカ・アケミ・ウワダ・ヒラマツ 昭和49年4月3日生
エンゾ・ダイキ・ヒラマツ 平成21年4月20日生

住所 東京都練馬区
アプサラ・プサル 平成8年9月19日生

住所 東京都目黒区
羅讓 平成4年2月29日生

住所 東京都日野市
趙達 平成3年1月29日生
趙千佳 令和元年10月24日生
趙煌一 令和3年1月19日生

住所 北九州市小倉北区
趙春傑 昭和55年1月9日生
呉惠子 平成15年7月9日生
呉陽子 平成16年11月9日生

住所 東京都葛飾区
マスマ・ベゴム 平成7年4月22日生

住所 愛知県岡崎市
鄭佳世 昭和56年1月15日生

住所 愛知県岡崎市
鄭季末 昭和61年5月3日生

住所 東京都江東区
董傑 昭和59年11月7日生
董楽兒 平成24年5月23日生

住所 東京都世田谷区
フェルナンド・タケシ・ロドリゲス・オヤカワ 平成2年4月19日生

住所 東京都渋谷区
アリアナ・ミドリ・ロドリゲス・オヤカワ 平成9年4月4日生

住所 東京都新宿区
楊理莉 平成11年12月8日生

住所 東京都中央区
鮑潤叙 平成元年5月19日生

住所 愛知県清須市
黄美奈 昭和59年10月11日生

住所 名古屋市千種区
黄利奈 昭和61年7月31日生

住所 名古屋市中区
朴桂代 昭和37年9月17日生

住所 愛知県豊田市
金哲也 昭和56年3月12日生

住所 浜松市中央区
朴容子 昭和40年1月11日生

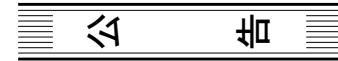
住所 東京都豊島区
ブラベス・トラチャン 平成5年2月16日生
陳弘源 平成27年8月9日生
陳弘昌 平成31年1月31日生
陳弘裕 令和5年8月30日生

住所 東京都町田市
カストロネロ・カール・ルイ・ブンザラン 平成7年9月30日生

住所 千葉県市川市
俞芳 平成4年11月10日生

住所 東京都板橋区
権海英 昭和46年8月31日生

住所 東京都葛飾区
沈俊輝 平成11年5月3日生



誹 辱 罪

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第1号の規定に基づき、令和8年2月25日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。
令和8年3月27日 法務大臣 平口 洋 記

氏名 鈴木 孝一
所属する司法書士会 宮城県司法書士会
登録番号 宮城第253号
事務所の所在地 宮城県仙台市若林区南小泉3丁目12番14号

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第1号の規定に基づき、令和8年3月2日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。
令和8年3月27日 法務大臣 平口 洋 記

氏名 磯 昌樹
所属する司法書士会 東京司法書士会
登録番号 東京第4162号
事務所の所在地 東京都中央区日本橋小網町3番18号スターコート日本橋705号

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第2号の規定に基づき、令和8年2月17日から1週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。
令和8年3月27日 法務大臣 平口 洋 記

氏名 松本 恒彦
所属する土地家屋調査士会 福岡県土地家屋調査士会
登録番号 福岡第1613号
事務所の所在地 福岡県北九州市八幡西区竹末二丁目2番22号

退職手当支給制限処分

(退職をした者の氏名) 原村 真也
(退職時の勤務官署) 海上自衛隊護衛艦とね
国家公務員退職手当法第12条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日(本処分の内容を官報に掲載した日から起算して2週間を経過した日)の翌日から起算して3か月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に国を被告として(被告を代表する者は法務大臣)提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

令和8年2月9日

海上自衛隊呉地方総監 海将 松本 完

河川法に基づく工作物返還に係る公示

利根川水系利根川において河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第5項及び河川法施行令(昭和40年政令第14号)第39条の3第1項第2号の規定に基づき、公示する。

令和8年3月27日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量 船舶3艘
- 2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日
(1) 保管した工作物の放置されていた場所 茨城県猿島郡境町岡地先
(2) 当該工作物を除却した日 令和8年2月12日から令和8年2月16日
- 3 当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所
(1) 当該工作物の保管を始めた日 令和8年2月12日から令和8年2月16日
(2) 保管の場所 茨城県古河市桜町4-8 国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所 古河出張所
- 4 その他 返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。
- 5 問い合わせ先 埼玉県久喜市栗橋北二丁目19-1 国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所 占用調整課 電話0480-52-3960

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和8年(家)第40047号

神奈川県横浜須賀大滝町2丁目2番地

申立人 湘南信用金庫

本籍神奈川県横浜市戸塚区矢部町572番地、最後の住所横浜市戸塚区矢部町572番地、死亡の場所神奈川県横浜市戸塚区、死亡年月日令和7年1月16日、出生の場所神奈川県横浜市戸塚区、出生年月日昭和18年8月28日、職業会社役員

被相続人 亡 清水 清

事務所横浜市中央区本町3-30-7タイムクロス横浜4階

相続財産清算人 弁護士 小宮 玲子

催告期間満了日 令和8年11月12日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第7264号

愛知県一宮市時之島字円明寺30番地110

申立人 大田 初男

本籍神奈川県川崎市川崎区日ノ出2丁目1番、最後の住所川崎市川崎区浅田1丁目3番1号コーポ関口201、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日令和7年9月25日、出生の場所佐賀県東松浦郡北波多村、出生年月日昭和28年1月1日、職業不明

被相続人 亡 菅野 峰子

川崎市川崎区東田町8番地パレール三井ビルディング11階1101号室川崎ひかり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 坂本 佳隆
催告期間満了日 令和8年10月26日

横浜家庭裁判所川崎支部

令和8年(家)第7013号

川崎市川崎区宮本町1番地

申立人 川崎市長 福田 紀彦

本籍神奈川県川崎市川崎区渡田山王町37番地、最後の住所川崎市宮前区平2丁目9番10号、死亡の場所神奈川県川崎市宮前区、死亡年月日推定平成30年2月、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和43年7月13日、職業不明

被相続人 亡 小林 武

川崎市中原区新丸子東3丁目946番地3 MKファーストビル3B 武蔵小杉駅前法律事務所

相続財産清算人 弁護士 有馬 大稀

催告期間満了日 令和8年10月19日

横浜家庭裁判所川崎支部

令和8年(家)第15007号

名古屋市中村区名駅4丁目24番16号

申立人 積水ハウスシャームゾンPM中部株式会社

本籍新潟県五泉市村松甲2579番地、最後の住所新潟県江南区城山1丁目7番10号BKハイム101号、死亡の場所新潟県新潟市江南区、死亡年月日推定令和7年1月、出生の場所新潟県中蒲原郡村松町、出生年月日昭和51年12月6日、職業不明

被相続人 亡 金子 一雄

事務所新潟市中央区学校町通一番町12市役所前ビル3階 新潟みなと法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 大貴

催告期間満了日 令和8年10月9日

新潟家庭裁判所

令和7年(家)第7907号

愛知県小牧市大字池之内2274番地

申立人 小島 泰典

本籍愛知県小牧市大字池之内2825番地、最後の住所愛知県小牧市大字池之内2825番地、死亡の場所愛知県小牧市、死亡年月日令和5年7月2日、出生の場所大阪府旭区、出生年月日昭和15年10月15日、職業農業

被相続人 亡 小島 博之

事務所名古屋市中区錦2丁目19番1号名古屋鴻池ビル9階 弁護士法人すばる

相続財産清算人 弁護士 杉本 健

催告期間満了日 令和8年10月5日

名古屋家庭裁判所

令和8年(家)第8043号

石川県金沢市南町1番1号

申立人 金沢信用金庫

本籍石川県かほく市遠塚イ155番地、最後の住所石川県かほく市遠塚イ153番地、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和6年12月7日、出生の場所石川県河北郡七塚村、出生年月日昭和9年11月15日、職業会社役員

被相続人 亡 山本理喜三

事務所石川県金沢市尾張町1-5-25 敦賀法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中澤 聡

催告期間満了日 令和8年10月16日

金沢家庭裁判所

令和8年(家)第9008号

東京都中野区本町2丁目46番1号

申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍静岡県沼津市蛇松町22番地1、最後の住所静岡県沼津市蛇松町22番地の1パレドール沼津405、死亡の場所静岡県沼津市、死亡年月日令和7年1月29日、出生の場所静岡県沼津市、出生年月日昭和25年12月1日、職業不明

被相続人 亡 大竹 俊満

静岡県沼津市御幸町24-46-2 瀬野・平法律事務所

相続財産清算人 弁護士 平 和晃

催告期間満了日 令和8年11月3日

静岡家庭裁判所沼津支部

令和8年(家)第7002号

静岡県富士市鈴川東町4-34

申立人 鈴川区管理委員会

本籍静岡県富士市鈴川本町10番地、最後の住所静岡県富士市鈴川東町25番20号、死亡の場所静岡県駿東郡長泉町、死亡年月日令和5年1月8日、出生の場所静岡県富士郡元吉原村、出生年月日昭和17年1月17日、職業不詳

被相続人 亡 芦澤 守人

静岡県富士市中央町3丁目2-2 シゲノビルII 4階

相続財産清算人 弁護士 本野 仁

催告期間満了日 令和8年11月3日

静岡県家庭裁判所富士支部

令和8年(家)第7022号

名古屋市長穂区河岸町3丁目32番地3

申立人 有限会社夢工房

本籍名古屋市長穂区亀城町6丁目7番地、最後の住所名古屋市長穂区十六町2丁目62番地、死亡の場所愛知県豊明市、死亡年月日令和7年9月16日、出生の場所愛知県碧海郡富士松村、出生年月日昭和22年5月14日、職業不明

被相続人 亡 篠田 功三

事務所名古屋市長穂区東桜1丁目5番16号 KATOビル加藤・上田総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 上田 学

催告期間満了日 令和8年10月20日

名古屋家庭裁判所

令和8年(家)第2017号

愛知県津島市蛭間町字逆川東903番地1

申立人 近藤 利一

本籍愛知県東海市加木屋町柿畑61番地、最後の住所愛知県稲沢市国府宮1丁目6番27-301号、死亡の場所愛知県知多郡美浜町、死亡年月日令和2年10月16日、出生の場所愛知県知多郡横須賀町、出生年月日昭和32年5月10日、職業不明

被相続人 亡 加古 壽夫

愛知県一宮市本町4丁目1番5号 一宮東ビル3階 旭合同法律事務所一宮事務所

相続財産清算人 清水 洋一

催告期間満了日 令和8年10月6日

名古屋家庭裁判所一宮支部

令和7年(家)第81704号

大阪市北区中之島1丁目3番20号

申立人 大阪市

本籍佐賀県佐賀市高木瀬町大字高木1093番地、最後の住所大阪府東淀川区豊里2丁目8番25号、死亡の場所大阪府大阪市東淀川区、死亡年月日推定平成27年8月25日、出生の場所佐賀県佐賀郡高木瀬村、出生年月日昭和24年10月13日、職業不明

被相続人 亡 野田 満男

大阪市北区西天満2-8-5 西天満大治ビル6階

相続財産清算人 弁護士 吉原 基

催告期間満了日 令和8年11月5日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81706号

大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号

申立人 大阪市

本籍大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋4丁目98番地、最後の住所大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋4丁目18番1号、死亡の場所大阪府大阪市阿倍野区、死亡年月日推定平成23年1月25日、出生の場所大阪府大阪市住吉区、出生年月日昭和4年2月28日、職業不明

被相続人 亡 篠田 直司

大阪市北区西天満2-8-5 西天満大治ビル6階

相続財産清算人 弁護士 吉原 基

催告期間満了日 令和8年11月5日

大阪家庭裁判所

令和8年(家)第4015号

大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

申立人 堺市

本籍大阪府堺市堺区香ヶ丘町1丁目74番地、最後の住所大阪府堺市堺区香ヶ丘町1丁目10番10号、死亡の場所大阪府岸和田市、死亡年月日令和5年10月4日、出生の場所大阪府堺市、出生年月日昭和36年6月24日、職業不明

被相続人 亡 成田 正樹

事務所堺市堺区中瓦町1丁目4番27号 小西ビル6階

相続財産清算人 弁護士 野矢 伴岳

催告期間満了日 令和8年10月19日

大阪家庭裁判所堺支部

令和8年(家)第40024号

東京都千代田区大手町1丁目9番4号

申立人 株式会社日本政策金融公庫

本籍神戸市須磨区竜が台6丁目17番地、最後の住所神戸市須磨区竜が台6丁目17番地25号棟502号、死亡の場所兵庫県神戸市兵庫区、死亡年月日令和6年10月1日、出生の場所島根県益田市、出生年月日昭和28年9月23日、職業会社経営者

被相続人 亡 吉崎 武志

神戸市中央区中町通2丁目1番18号 JR神戸駅NKビル6階 方円法律事務所
相続財産清算人 弁護士 瀬川 嘉章
催告期間満了日 令和8年10月16日

神戸家庭裁判所

令和7年(家)第237号

大阪府大阪市城東区今福南1丁目9-17

申立人 新堂あつみ

本籍兵庫県丹波篠山市中473番地、最後の住所兵庫県丹波篠山市中473番地、死亡の場所兵庫県丹波篠山市、死亡年月日令和4年5月5日、出生の場所兵庫県多紀郡篠山町、出生年月日昭和23年4月28日、職業無職

被相続人 亡 矢野 二郎

兵庫県丹波市柏原町柏原185丹有法律事務所

相続財産清算人 弁護士 馬場 民生

催告期間満了日 令和8年10月31日

神戸家庭裁判所柏原支部

令和8年(家)第1010号

東京都江東区豊洲3丁目2番20号

申立人 アピリオ債権回収株式会社

本籍三重県津市丸之内88番地、最後の住所奈良県葛城市北花内701番地12、死亡の場所奈良県葛城市、死亡年月日令和7年2月24日、出生の場所三重県津市、出生年月日昭和34年3月9日、職業不明

被相続人 亡 市川 達哉

奈良市登大路町5番地修徳ビル1階 登大路総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田中 啓義

催告期間満了日 令和8年10月20日

奈良家庭裁判所葛城支部

令和8年(家)第1013号

奈良県磯城郡三宅町大字伴堂689番地

申立人 三宅町

本籍奈良県磯城郡三宅町大字伴堂601番地2の1、最後の住所奈良県磯城郡三宅町大字伴堂397番地の2、死亡の場所奈良県磯城郡三宅町、死亡年月日令和7年6月21日、出生の場所奈良県橿原市、出生年月日昭和37年9月5日、職業不明

被相続人 亡 岡本 佳子

奈良市高天市町16-1 三住法律事務所

相続財産清算人 弁護士 三住 忍

催告期間満了日 令和8年10月20日

奈良家庭裁判所葛城支部

令和7年(家)第1235号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍和歌山県和歌山市園部1504番地1、最後の住所和歌山県和歌山市園部1357番地10、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日令和7年3月13日、出生の場所和歌山県和歌山市、出生年月日昭和39年8月11日、職業不詳

被相続人 亡 巾下 達城

和歌山県六番丁43番地 ハビネス六番丁ビル5階 パークアベニュー法律事務所

相続財産清算人 弁護士 和田 篤

催告期間満了日 令和8年11月6日

和歌山家庭裁判所

令和8年(家)第30033号

岡山市北区上中野2丁目24番23号

申立人 一般社団法人くろがね

本籍岡山県笠岡市神島外浦1495番地、最後の住所岡山市南区藤田566番地112 グループホームきりん、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日令和7年11月9日、出生の場所広島県福山市、出生年月日昭和34年9月11日、職業無職

被相続人 亡 薮田 清美

主たる事務所岡山県岡山市北区春日町5番6号

相続財産清算人 一般社団法人おかやまCare

催告期間満了日 令和8年10月13日

岡山家庭裁判所

令和7年(家)第184号

鹿児島県鹿屋市大手町1番1号

申立人 社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会
本籍鹿児島県鹿屋市東原町6042番地24、最後の住所鹿児島県鹿屋市東原町6042番地24、死亡の場所鹿児島県鹿屋市、死亡年月日令和7年10月15日、出生の場所福岡県北九州市八幡区、出生年月日昭和18年4月2日、職業無職
被相続人 亡 久留木京子
事務所鹿児島県鹿屋市旭原町3594番地14 司法書士いちざき事務所

相続財産清算人 司法書士 壺崎 健一

催告期間満了日 令和8年10月30日

鹿児島家庭裁判所鹿屋支部

令和7年(家)第17058号

沖縄県那覇市宇栄原2丁目8番5号グリーン
ハイツ301

申立人 保田 隆生

本籍沖縄県糸満市宇糸満57番地、最後の住所
沖縄県糸満市宇小波蔵321番地沖縄借生園、
死亡の場所沖縄県糸満市、死亡年月日令和7
年8月13日、出生の場所沖縄県糸満市、出生
年月日昭和11年3月13日、職業無職

被相続人 亡 大城 徳政

沖縄県宜野湾市大謝名4丁目2番1号

相続財産清算人 崎間 考史

催告期間満了日 令和8年10月27日

那覇家庭裁判所

令和8年(家)第9号

熊本県八代市新浜町1番1号

申立人 櫻井康一郎

本籍熊本県八代市新浜町1番、最後の住所熊本
県八代市新浜町1番1号、死亡の場所熊本
県八代市、死亡年月日令和7年1月28日、出
生の場所島根県八束郡佐太村、出生年月日昭
和12年2月8日、職業会社役員

被相続人 亡 櫻井 末雄

事務所熊本市中央区京町本丁10-11-1003

肥後総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大久保俊吾

催告期間満了日 令和8年10月6日

熊本家庭裁判所八代支部

令和8年(家)第2004号

山形県酒田市本町2丁目2番45号

申立人 酒田市長 矢口 明子

本籍山形県酒田市石橋24番地、最後の住所山
形県酒田市石橋24番地、死亡の場所山形県酒
田市、死亡年月日令和4年11月1日、出生の
場所山形県飽海郡北俣村、出生年月日昭和24
年6月30日、職業不明

被相続人 亡 佐藤 正志

事務所山形県酒田市東泉町4丁目12番地の8
藤井正寿法律事務所

相続財産清算人 弁護士 藤井 正寿

催告期間満了日 令和8年10月23日

山形家庭裁判所酒田支部

令和8年(家)第40126号

神奈川県横浜市市中区日本大通52番地ロイヤ
ズビル7階
申立人 佐藤 利行

本籍神奈川県横浜市鶴見区岸谷1丁目27番、
最後の住所神奈川県横浜市旭区若葉台4丁目
2番904号、死亡の場所神奈川県横浜市緑区、
死亡年月日令和7年2月10日、出生の場所大
阪府大阪市北区、出生年月日大正14年12月6
日、職業無職

被相続人 亡 安達 俊子

事務所横浜市中央区北仲通3-33中小企業共済
ビル2階

相続財産清算人 弁護士 古西 達夫

催告期間満了日 令和8年11月12日

横浜家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券につい
て公示催告の申立てがあったので、その所持人は、
下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に
権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出
してください。もし下記権利を争う旨の申述の
終期までに申述及び提出がない場合には、その無
効を宣言することがあります。

令和8年(へ)第1号

埼玉県さいたま市中央区大字下落合1003番地

申立人 仁科工業株式会社

代表者代表取締役 仁科 一彦

権利を争う旨の申述の終期 令和8年6月22日

令和8年3月6日 神奈川簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 BA033773

金額 400,000円

支払期日 令和8年2月15日

支払地 神奈川県横浜市

支払場所 株式会社みずほ銀行新横浜支店

振出日 令和7年12月15日

振出地 神奈川県横浜市

振出人 株式会社浅川製作所 取締役社長 浅

川 辰彦

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和8年(へ)第3号

次の申立人から別紙目録表示の権利について公
示催告の申立てがあったので、その権利者は、下
記権利の届出の終期までに、当裁判所に、権利を
届け出てください。もし、この終期までに権利の
届出がない場合には、その権利が失権することが
あります。

北九州市小倉北区中井5丁目12番20号

申立人 星野 進

権利の届出の終期 令和8年7月1日

令和8年3月10日 小倉簡易裁判所

(別紙) 目録**(1)不動産の表示**

土地 北九州市小倉南区横代北町一丁目1353番
3

田 43平方メートル

**(2)登記年月日番号 福岡法務局北九州支局昭和55
年7月7日受付第20162号**

(3)登記した権利の内容 賃借権設定請求権仮登記
原因 昭和55年6月5日設定予約
借賃 1㎡につき1月金10円

支払期 毎月末日

存続期間 昭和55年6月5日から30年間

特約 譲渡、転貸ができる

権利者 北九州市戸畑区夜宮二丁目6番25-
103号
村中 正泰

2番賃借権仮登記移転 福岡法務局北九州支局
昭和56年4月2日受付第8718号

原因 昭和56年2月5日譲渡

権利者 北九州市戸畑区新池三丁目10番4号
李 順生

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立て
があったので、不在者は、届出期間満了の日まで
に当裁判所に生存の届出をしてください。届出が
ないときは、失踪宣告を受けることとなります。
また、不在者の生死を知る者は、同日までにその
旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第6226号

群馬県太田市西長岡町195番地2

申立人 櫻井 敏枝

本籍群馬県太田市西長岡町195番地2、最後
の住所申立人の住所と同じ

不在者 櫻井 泰之

昭和62年4月7日生

届出期間満了日 令和8年7月11日

前橋家庭裁判所太田支部

令和8年(家)第2275号

東京都昭島市つつじが丘2丁目5番17-406
号

申立人 高橋富美子

本籍岩手県一関市藤沢町藤沢字町66番地、最
後の住所不明

不在者 高橋 澄子

大正12年6月27日生

届出期間満了日 令和8年7月17日

東京家庭裁判所

令和8年(家)第2540号

東京都江戸川区松島3丁目19番5号

申立人 宮代 英弥

本籍東京都台東区浅草6丁目12番地6、最後
の住所不明

不在者 荏原 照子

昭和3年4月6日生

届出期間満了日 令和8年7月12日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第4844号

東京都世田谷区羽根木1丁目17番19号

申立人 高田 信

国籍韓国、最後の住所大阪市西成区松通2丁
目8番地 高森方

不在者 高 學能

西暦1925年5月6日生

届出期間満了日 令和8年7月14日

大阪家庭裁判所

失踪宣告**令和7年(家)第228号**

本籍山形県東根市大字蟹沢763番地、最後の
住所6020 BATHURST ST. #1014
WILLOWDALE ONT M2R 1
Z8 CANADA

不在者 大内 浩

昭和33年3月20日生

令和8年3月7日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第18号

本籍沖縄県名護市字源河468番地、最後の住
所沖縄県名護市字源河468番地

不在者 親川 ヤス

昭和7年6月10日生

令和8年3月7日失踪宣告審判確定

那覇家庭裁判所名護支部裁判所書記官

令和7年(家)第17号

本籍沖縄県宮古島市平良字西里1914番地、最
後の住所沖縄県平良市字西里1914番地

不在者 國吉 和子

昭和18年3月13日生

令和8年3月7日失踪宣告審判確定

那覇家庭裁判所平良支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったため、前記権利は失権する。

令和7年（ハ）第2号

徳島県徳島市南沖洲1丁目8番3号
 申立人 武田 初子
 権利の届出の終期 令和8年3月9日
 令和8年3月10日 徳島簡易裁判所
 (別紙) 目録

- (1)土地 徳島市川内町富久71番田 1261平方メートル
- (2)登記年月日番号 徳島地方法務局明治34年4月6日受付第531号
- (3)登記した権利の内容
 登記の目的 永小作権設定
 原因 明治34年1月23日判決
 小作料 6斗4升3合
 支払期 毎年11月30日
 存続期間 明治31年7月16日より向50年
 永小作権者 平石字若宮28番地1
 板東 時雄

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年（フ）第8号

千葉県香取市小見川219番地
 債務者 株式会社金親商店
 特別代理人 今井 丈雄

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 恒平
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午前11時

千葉地方裁判所佐原支部

令和8年（フ）第9号

千葉県香取市小見川219番地
 債務者 亡金親孝夫相続財産

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 恒平
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午前11時

千葉地方裁判所佐原支部

令和8年（フ）第64号

徳島県阿波市阿波町大道北56番地の1
 債務者 有限会社林商店
 代表者代表取締役 林 セイ子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 啓司
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前11時

徳島地方裁判所民事部

令和7年（フ）第482号

静岡県浜松市中央区千歳町17番地の1
 債務者 株式会社春静岡
 代表者代表取締役 高橋 政和

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 剣持 友浩
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午後3時

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年（フ）第333号

静岡県袋井市豊沢1970番地の1
 債務者 株式会社五十嵐組
 代表者代表取締役 鈴木 良信

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原 拓也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午後3時

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年（フ）第68号

静岡県浜松市中央区肴町319-3
 債務者 株式会社ぷらむ
 代表者代表取締役 梅本 真吾

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原 道也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後3時

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年（フ）第105号

静岡県浜松市中央区新橋町22番地の9
 債務者 未来創建株式会社
 代表者代表取締役 伊藤 一輝

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中島 直美
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午後4時

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年（フ）第118号

神奈川県厚木市戸田2324番地1
 債務者 株式会社OZ
 代表者代表取締役 芳野 嗣佳

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大森 淳
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月30日午後1時30分

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第346号

東京都町田市山崎町1493番地3
 債務者 株式会社早稲塚組
 代表者代表取締役 早稲塚 賢

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 健太
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月26日午前11時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第78号

岡山県倉敷市児島塩生2133番地の15
 債務者 有限会社土畑自動車
 代表者取締役 亡都築勝義

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 市本 昭彦
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午前11時40分

岡山地方裁判所第3民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年（フ）第61号

岡山県倉敷市玉島長尾2090番地12、転居前の住所岡山県倉敷市西中新田405番地1 オランジュB棟102
 債務者 國枝 麻衣

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安達 祐一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月25日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和8年（フ）第14号

岩手県一関市東山町長坂字久保173番地2
 債務者 山本 哲夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小平 竜太
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月15日午後2時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和8年(フ)第66号

徳島県阿波市阿波町大道北24番地5、住民票上の住所徳島県阿波市阿波町大道北56番地1
債務者 林 武男

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 啓司
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
徳島地方裁判所民事部

令和8年(フ)第373号

愛知県瀬戸市進陶町18番地の2、従前の住所愛知県豊田市越戸町安貝戸86番地3
債務者 加藤 麻友

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石橋 侑三
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第12号

山形県鶴岡市長沼字宮前32番地
債務者 大久保 博

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 犬塚 晴夫
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月28日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和8年(フ)第9号

千葉県館山市船形951番地の4
債務者 安西満里奈

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤盛 夏子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月12日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月5日まで
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和8年(フ)第13号

千葉県いすみ市大原4019番地3 立花貸家5号
債務者 石井 一美

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 大亮
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和8年(フ)第31号

富山市宮成12番地1 ビレッジハウス宮成1棟106号、前住所富山市手屋2丁目1番7号
債務者 荒井 麻美

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡辺 伸子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月9日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年7月2日まで
富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第143号

福島県南会津郡下郷町大字湯野上字居平乙796番地
債務者 星 文彦

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大野 毅夫
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月15日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和8年(フ)第430号

横浜市保土ヶ谷区東川島町4番地1 リリーフォート101号室
債務者 野村 由紀

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大野 美樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月27日午前10時30分

- 6 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第388号

東京都八王子市丹木町3丁目153番地2
債務者 俵 理絵

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 義人
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月27日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第159号

千葉県鎌ヶ谷市東道野辺4丁目17番20号 エクラシア 南鎌ヶ谷
債務者 石山 文一

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯嶋 孝明
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月1日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年(フ)第400号

東京都町田市木曽東4丁目15番口316号
債務者 辺見 眞三

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 智子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月11日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第67号

静岡県沼津市東原237番地の2 ワンズハウスWEST301、前住所静岡県沼津市大諏訪338番地の2
債務者 藤川 雅広

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高原 博美
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月12日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年(フ)第179号

千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷3丁目9番20-206号
債務者 浜田 文代

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 虎井 民子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月15日午前10時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年(フ)第198号

千葉県流山市西初石4丁目462番地の1 アルカンシェルフォレIV-102
債務者 大平 奈央

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 眞一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月15日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第3283号

横浜市神奈川区神大寺2丁目9番12-106号
債務者 佐藤 哲成

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松岡 泰樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月24日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月17日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第347号

東京都町田市函師町730番地1 1—202
債務者 早稲塚 賢

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 健太
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月26日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第69号

福岡県久留米市原古賀町25番地4 ヒューマンズ六ツ門403号、前住所兵庫県神戸市灘区篠原南町6丁目1番10号 グランピア灘西棟10P号室

債務者 絵本屋かささぎこと 寺本 駿

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 馬場 幸太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月15日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和8年(フ)第28号

長崎県諫早市永昌町25番1号 市住1棟401号

債務者 白岩 安子

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 湯川 優子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後2時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和8年(フ)第56号

岡山県井原市大江町2738番地39、転居前の住所広島県東広島市黒瀬町菅田385番地1

債務者 藤田 一成

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小川 真吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和8年(フ)第47号

福岡県久留米市本町17番地12 朝日プラザ六ツ門403号

債務者 木下 俊作

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲村 蓉子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和8年(フ)第13号

北海道網走郡津別町字共和44番地36

債務者 井上 浩志

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 信孝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和8年(フ)第367号

横浜市神奈川区菅田町883番地14 タナベハイツ102号

債務者 野出 治彦

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野 智仁
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第35号

群馬県伊勢崎市東町2498—1 レオネクスト寿アモーレ109、住民票上の住所千葉県船橋市行田3丁目1番12棟507号

債務者 白鳥 武俊

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 近野 宏幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第221号

神戸市長田区房王寺町7丁目6番2号 スカイハイツB棟202号

債務者 新谷 敬祐

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野村 亮太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第49号

北海道河西郡中札内村西2条南5丁目1番地

債務者 能登 久彰

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木野村英明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和8年(フ)第101号

新潟県東区新石山1丁目7番地2 ハイツ黒井306号

債務者 竹石 正明

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 江畑 博之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第235号

香川県さぬき市志度5番地4 シーサイドホーム志度A—14

債務者 秋山 葉子

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 齊藤 真吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和8年(フ)第16号

香川県仲多度郡琴平町273番地

債務者 國時 敬三

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 和田 節代

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月25日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和8年(フ)第10号

福岡県大牟田市本町4丁目4番地18 ニュースカイ22マンション 308号

債務者 原 真由美

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉垣 朋子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第2450号

横浜市磯子区上中里町789番地1 BLUE MOON GARDEN102号

債務者 吉田ルミ子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本間 春代
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第6309号

大阪市平野区加美北7丁目1番30号

債務者 野村由実子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 修一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第290号

大阪市北区豊崎7丁目6番4—607号

債務者 藤吉 章

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 一津屋香織
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
大阪地方裁判所第6民事部

破産手続終結

令和7年(フ)第1110号

千葉県流山市西初石2丁目930番地 クレ
フィール流山202

破産者 澤村 聡一

- 1 決定年月日 令和8年3月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第347号

愛知県豊川市宿町権平11番地2

破産者 有限会社ミジック

- 1 決定年月日 令和8年3月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第1228号

札幌市南区北ノ沢2丁目15番7号

破産者 株式会社こがね

- 1 決定年月日 令和8年3月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

札幌地方裁判所民事第4部

令和5年(フ)第74号

盛岡市湯沢10地割73番地4

破産者 合同会社湯沢農産センター

- 1 決定年月日 令和8年3月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第136号

盛岡市本町通1丁目14番14号

破産者 株式会社幸食彩紀

- 1 決定年月日 令和8年3月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第281号

埼玉県深谷市東方町3丁目17番地8

破産者 株式会社蜂須輪業

- 1 決定年月日 令和8年3月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第73号

新潟県長岡市東蔵王3丁目2番8号

破産者 有限会社アイ・エヌ設備

- 1 決定年月日 令和8年3月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第220号

岡山市東区城東山西2丁目13番5号

破産者 株式会社伸岡設備

- 1 決定年月日 令和8年3月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第484号

東京都青梅市末広町1丁目1番地の93

破産者 芳賀 久

- 1 決定年月日 令和8年3月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第83号

長野県諏訪市大字豊田1438番地

破産者 株式会社シーエムツー

- 1 決定年月日 令和8年3月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

長野地方裁判所諏訪支部

令和6年(フ)第306号

京都市伏見区竹田田中宮町15番地

破産者 有限会社テクノワークス

- 1 決定年月日 令和8年3月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第246号

京都市右京区西院西矢掛町18番地

破産者 株式会社パートナー

- 1 決定年月日 令和8年3月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第756号

京都市中京区間之町通御池上ル高田町503番
地 花柳ビル1F

破産者 株式会社平安光業

- 1 決定年月日 令和8年3月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

京都地方裁判所第5民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般 調査期日

令和7年(フ)第154号

長野県飯山市大字常盤5541番地

破産者 有限会社常盤組

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月15日午後2時
令和8年3月18日

長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第2943号

愛知県大府市吉川町5丁目837番地の2 セ
ジュール赤羽根201号、従前の住所愛知県大
府市月見町3丁目18番地 レオパレスAKA
NE203

破産者 呉屋 竜也

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月16日午前10時10
分
令和8年3月17日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2083号

さいたま市浦和区大東2丁目13番1号 ル
ーラル浦和403号

破産者 齋藤 厚徳

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月25日午後1時30
分
令和8年3月17日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第900号

大阪市淀川区西三国1丁目2番35-411号、
開始決定時大阪市淀川区西宮原1丁目7番
50-906号

破産者 辻岳 正興

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月4日午後2時40
分
令和8年3月17日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第310号

福岡県久留米市三潴町田川359番地6

破産者 梶 陽一

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月15日午前10時5
分
令和8年3月17日

福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第10号

福岡県行橋市大字金屋377番地3

破産者 川中 作文

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月4日午前10時10
分
令和8年3月16日

福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第498号

新潟市西区大学南2丁目20番3号

破産者 富岡 維浩

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月19日午前10時
令和8年3月17日 新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第354号

岡山県倉敷市片島町485番地2

破産者 川上 夏美

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月1日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月25日午前11時15
分
令和8年3月17日

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年（フ）第319号

大津市大將軍3丁目28番38号
破産者 小倉 祐磨（旧姓岸本）
1 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
2 一般調査期日 令和8年6月17日午前10時40分
令和8年3月18日 大津地方裁判所民事部

令和6年（フ）第5152号

京都市伏見区淀原目町335番地
破産者 株式会社オーバル
1 破産債権の届出期間 令和8年5月13日まで
2 一般調査期日 令和8年6月25日午後2時20分
令和8年3月17日 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第1665号

（最後の住所）大阪市天王寺区石ヶ辻町8番12-1201号
破産者 被相続人亡要潤也相続財産
1 破産債権の届出期間 令和8年5月15日まで
2 一般調査期日 令和8年7月13日午後3時
令和8年3月18日 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第663号

岡山市北区学南町3丁目13番18号 B201
破産者 大石 和行
1 破産債権の届出期間 令和8年5月18日まで
2 一般調査期日 令和8年6月23日午前10時50分
令和8年3月17日 岡山地方裁判所第3民事部

令和6年（フ）第139号

宮崎県日南市大字殿所1172番地4、開始決定時の住所三重県三重郡菰野町大字神森186番地
破産者 西田 尚史
1 破産債権の届出期間 令和8年5月19日まで
2 一般調査期日 令和8年6月19日午前11時30分
令和8年3月18日 津地方裁判所四日市支部破産係

債権者集会招集

令和6年（フ）第3866号

大阪市西区南堀江1丁目24番21号 樹樹ガーデン 1603号室、住民票上の住所大阪市中心区東心斎橋1丁目8番11-1108号
破産者 堀井 瑞恵

1 期日 令和8年5月14日午後3時
2 会議の目的 破産管財人の任務終了による計算の報告
令和8年3月17日 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第418号

大阪府八尾市泉町1丁目19番地
破産者 要工業株式会社
1 期日 令和8年7月13日午後3時
2 会議の目的 破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和8年3月18日 大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年（フ）第47号

宮崎県日南市南郷町中村乙1877番地
破産者 福田 善治
異議申述期間 令和8年4月30日まで
令和8年3月18日 宮崎地方裁判所日南支部

免責審尋期日

令和8年（フ）第433号

東京都世田谷区北沢1丁目39-17-206号
破産者 久保田貴之
審尋期日 令和8年6月1日午後3時
令和8年3月17日 東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和7年（ヒ）第2089号

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際ビル4階415A
清算株式会社 株式会社ミノバト
1 決定年月日 令和8年3月16日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（ヒ）第1号

愛知県江南市河野町一色120番地
清算株式会社 株式会社維研プロダクツ
代表清算人 町田 正浩

1 決定年月日 令和8年3月13日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年（ヒ）第3036号

大阪府吹田市青山台4丁目9番8号
清算株式会社 株式会社ハローウィンズ
1 決定年月日 令和8年3月17日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（ヒ）第1007号

神戸市中央区磯辺通3丁目2番11号三宮ファーストビル702号
清算株式会社 日本水機調査株式会社
1 決定年月日 令和8年3月16日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第3民事部

特別清算協定認可

令和7年（ヒ）第2097号

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
清算株式会社 株式会社べる
代表清算人 鈴木 耕二
1 決定年月日 令和8年3月17日
2 主文 次の協定を認可する。
協定

1 清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、別紙記載の債権者に別紙「弁済額」の欄記載の弁済をする。弁済は、各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。
2 各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各協定債権の元金部分に付随する利息、遅延損害金、違約金を含む。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務の全額を免除する。
3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（この場合の弁済方法及び振込費用の負担については、上記1と同様とする。）。この場合におい

ては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第20部
令和8年（ヒ）第3002号

大阪市中央区内平野町1丁目3番6号JPCビル
清算株式会社 ビッグ株式会社
代表清算人 武 笑美也
1 決定年月日 令和8年3月17日
2 主文 本件協定を認可する。
協定

1 清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定認可決定確定日から1か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2 本件協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対する残余の債権につきその債務を免除する。
3 第1項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、本件協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上
大阪地方裁判所第6民事部
更生手続における書面による決議に付する決定

令和7年（ミ）第2号

大阪市中央区大手前1丁目7番31号OMMビル16階
更生会社 株式会社タガヤス
1 議決権の行使方法 書面投票
2 書面投票期間 令和8年3月17日から令和8年4月21日まで
3 決議の組分け 更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
4 議決権不統一行使の通知期限 令和8年4月10日
令和8年3月17日 大阪地方裁判所第6民事部

**再生債務者の株式の取得等を
定めた再生計画案の提出の許
可****令和 7 年（再）第 3 1 号**

- 東京都大田区羽田 1 丁目 18 番 11 号
再生債務者 株式会社共進エキスプレス
決定の要旨 再生債務者が次の条項を定めた再生
計画案を提出することについて許可する。
- 再生債務者の株式の取得に関する定め
 - 取得する株式の数
全ての発行済株式である普通株式 300 株
 - 再生債務者が上記 1 (1)記載の株式を取得す
る日
下記 3 (3)の募集株式と引換えにする金銭の
払込期間において募集株式の引受人が最初の
出資をした日
なお、再生債務者が取得した株式は、取得
後全て消却する。
 - 資本金の額の減少に関する定め
 - 減少する資本金の額
資本金 1500 万円全額
 - 資本金の額の減少がその効力を生ずる日
下記 3 (3)の募集株式と引換えにする金銭の
払込期間において募集株式の引受人が最初の
出資をした日
 - 募集株式を引き受ける者の募集に関する定め
再生債務者は、日本物流ファンド株式会社 (以
下「スポンサー」という。)に対し、以下のとお
り募集株式を発行する。
 - 募集株式の数
普通株式 800 株
 - 募集株式の払込金額
募集株式 1 株につき金 15 万円
 - 募集株式と引換えにする金銭の払込みの期
間
再生計画認可決定確定の日から 1 か月
 - 増加する資本金及び資本準備金に関する事
項
増加する資本金の額 金 6000 万円
増加する資本準備金の額 金 6000 万円
 - 割当方法
第三者割当の方法により、スポンサーに全
株式を割り当てる。
- 令和 8 年 3 月 16 日
東京地方裁判所民事第 20 部

**決議に付する決定及び債権者
集会招集****令和 7 年（再）第 3 1 号**

- 東京都大田区羽田 1 丁目 18 番 11 号
再生債務者 株式会社共進エキスプレス
- 決議に付する再生計画案 令和 8 年 3 月 9 日
付け再生債務者提出の再生計画案
 - 議決権行使の方法 債権者集会における行使
又は書面投票による行使のうち議決権者が選択
するもの
 - 債権者集会
 - 期日 令和 8 年 5 月 20 日 午前 11 時 30 分
 - 会議の目的 再生計画案の決議
 - 書面投票期間 令和 8 年 5 月 12 日まで
 - 議決権不統一行使の通知期限 令和 8 年 5 月
7 日
令和 8 年 3 月 16 日
東京地方裁判所民事第 20 部

再生手続終結**令和 4 年（再）第 3 0 号**

- 長野県下伊那郡売木村 2655 番地 3
再生債務者 株式会社ワールドウッドゴルフク
ラブ
- 主文 本件再生手続を終結する。
 - 理由の要旨 再生計画認可の決定が確定した
後 3 年が経過した
令和 8 年 3 月 17 日
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 4 年（再）第 3 1 号

- 長野県下伊那郡売木村 2653 番地 1
再生債務者 株式会社茶白山ゴルフ倶楽部
- 主文 本件再生手続を終結する。
 - 理由の要旨 再生計画認可の決定が確定した
後 3 年が経過した
令和 8 年 3 月 17 日
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 4 年（再）第 3 2 号

- 長野県下伊那郡売木村 2655 番地 3
再生債務者 うるぎハイランド開発株式会社
- 主文 本件再生手続を終結する。
 - 理由の要旨 再生計画認可の決定が確定した
後 3 年が経過した
令和 8 年 3 月 17 日
東京地方裁判所民事第 20 部

**小規模個人再生による書面決
議に付する決定****令和 7 年（再イ）第 1 0 号**

- 秋田県仙北市田沢湖生保内字造道 29 番地 12
再生債務者 高津貢太郎
- 決議に付する再生計画案 令和 8 年 2 月 20 日
付け再生計画案
 - 再生計画案に対する回答期間 令和 8 年 4 月
13 日まで
令和 8 年 3 月 16 日 秋田地方裁判所大曲支部
- 令和 7 年（再イ）第 3 2 号**
- 群馬県高崎市 中尾町 664 番地 156
再生債務者 中島 慶史
- 決議に付する再生計画案 令和 8 年 2 月 20 日
付け再生計画案
 - 再生計画案に対する回答期間 令和 8 年 4 月
13 日まで
令和 8 年 3 月 16 日 前橋地方裁判所高崎支部

令和 7 年（再イ）第 7 1 号

- 埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡 4 丁目 5 番 8 号
再生債務者 鯉沼 哲也
- 決議に付する再生計画案 令和 8 年 3 月 9 日
付け再生計画案
 - 再生計画案に対する回答期間 令和 8 年 4 月
13 日まで
令和 8 年 3 月 16 日
さいたま地方裁判所川越支部

令和 7 年（再イ）第 1 0 5 号

- 埼玉県狭山市 大字北入曾 794 番地の 10
再生債務者 宮澤 圭介
- 決議に付する再生計画案 令和 8 年 3 月 5 日
付け再生計画案
 - 再生計画案に対する回答期間 令和 8 年 4 月
13 日まで
令和 8 年 3 月 16 日
さいたま地方裁判所川越支部

令和 7 年（再イ）第 1 1 0 号

- 埼玉県飯能市 大字中山 492 番地 4 パレー
シャル中山 101
再生債務者 横山 順一
- 決議に付する再生計画案 令和 8 年 3 月 12 日
付け再生計画案
 - 再生計画案に対する回答期間 令和 8 年 4 月
13 日まで
令和 8 年 3 月 16 日
さいたま地方裁判所川越支部

令和 7 年（再イ）第 1 1 1 号

- 埼玉県川越市 むさし野南 26 番地 12
再生債務者 渡部 真吾
- 決議に付する再生計画案 令和 8 年 3 月 10 日
付け再生計画案
 - 再生計画案に対する回答期間 令和 8 年 4 月
13 日まで
令和 8 年 3 月 16 日
さいたま地方裁判所川越支部
- 令和 7 年（再イ）第 4 9 4 号**
- 大阪府豊中市 庄内幸町 4 丁目 16 番 14 号
再生債務者 小島 誠
- 決議に付する再生計画案 令和 8 年 2 月 3 日
付け再生計画案
 - 再生計画案に対する回答期間 令和 8 年 4 月
13 日まで
令和 8 年 3 月 16 日
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 7 年（再イ）第 5 5 9 号

- 大阪府吹田市 南正雀 2 丁目 20 番 4 号
再生債務者 倉邊 佳輝
- 決議に付する再生計画案 令和 8 年 3 月 12 日
付け再生計画案
 - 再生計画案に対する回答期間 令和 8 年 4 月
13 日まで
令和 8 年 3 月 16 日
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 7 年（再イ）第 5 7 9 号

- 大阪府大東市 北条 7 丁目 14 番 7 号
再生債務者 坂井 悠斗
- 決議に付する再生計画案 令和 8 年 3 月 6 日
付け再生計画案
 - 再生計画案に対する回答期間 令和 8 年 4 月
13 日まで
令和 8 年 3 月 16 日
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 7 年（再イ）第 2 7 号

- 島根県松江市 東出雲町 下意東 76 番地 1
再生債務者 藤原 秀明
- 決議に付する再生計画案 令和 8 年 2 月 26 日
付け再生計画案
 - 再生計画案に対する回答期間 令和 8 年 4 月
13 日まで
令和 8 年 3 月 16 日 松江地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第190号
 札幌市東区東苗穂8条3丁目17番3号 セ
 レーサD棟1号
 再生債務者 米澤 順子
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月6日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 14日まで
 令和8年3月17日
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第260号
 札幌市西区二十四軒4条7丁目5番24号
 佐々木方
 再生債務者 大窪 将弘
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月17日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 14日まで
 令和8年3月17日
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第278号
 札幌市東区東雁来14条2丁目15番14号
 再生債務者 新谷 俊之
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月13日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 14日まで
 令和8年3月17日
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第282号
 札幌市北区北29条西6丁目5番5号 K's
 フラットII-201号
 再生債務者 新井 教郎
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月5日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 14日まで
 令和8年3月17日
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第314号
 札幌市西区発寒11条4丁目5番11号 プラザ
 イン発寒201号
 再生債務者 浅利 公美
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月9日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 14日まで
 令和8年3月17日
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第40号
 北海道旭川市台場4条1丁目2番12号
 再生債務者 藤瀬 雅晴
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月9日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 14日まで
 令和8年3月17日 旭川地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第16号
 福井県敦賀市長沢38号3番地の2
 再生債務者 西脇 啓太
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月13日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 14日まで
 令和8年3月17日
 福井地方裁判所敦賀支部再生係

令和7年（再イ）第22号
 長野県大町市常盤3520番地123
 再生債務者 牛越 秀仁
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月26日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 14日まで
 令和8年3月17日 長野地方裁判所松本支部

令和7年（再イ）第41号
 静岡県富士宮市淀師1267番地の11
 再生債務者 小林 友和
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月26日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 14日まで
 令和8年3月17日
 静岡地方裁判所富士支部破産係

令和8年（再イ）第1号
 三重県伊賀市緑ヶ丘東町985番地の7 コモ
 ド凜106
 再生債務者 北森 美咲
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月11日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 14日まで
 令和8年3月17日 津地方裁判所伊賀支部

令和7年（再イ）第20号
 福島県郡山市大槻町字葉山下2番地の17
 再生債務者 田村 和也

1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月12日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 16日まで
 令和8年3月17日
 福島地方裁判所郡山支部再生係

令和7年（再イ）第200号
 神奈川県茅ヶ崎市美住町7番6号
 再生債務者 中川 篤史
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月25日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 30日まで
 令和8年3月16日
 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第202号
 神奈川県大和市南林間5丁目8番28号
 再生債務者 我妻 亮二
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月3日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 31日まで
 令和8年3月17日
 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第154号
 横浜市栄区飯島町1681番地1 フローレンス
 パレス本郷台ヒルズ309号室
 再生債務者 蛭川 稔
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月6日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 1日まで
 令和8年3月18日
 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第26号
 岐阜県多治見市市之倉町8丁目3番地の17
 再生債務者 藤本 敏郎
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月13日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 6日まで
 令和8年3月16日
 岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年（再イ）第37号
 栃木県足利市五十部町430番地2
 再生債務者 篠田久美子
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月27日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 7日まで
 令和8年3月17日
 宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年（再イ）第62号
 岐阜県美濃市藍川13番地6
 再生債務者 山口 聡孔
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月23日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 7日まで
 令和8年3月17日 岐阜地方裁判所

令和7年（再イ）第100号
 静岡県葵区羽鳥5丁目24番23号
 再生債務者 花村 春輝
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月2日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 7日まで
 令和8年3月17日
 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第321号
 名古屋市天白区植田南3丁目111番地 エク
 セル植田 801号
 再生債務者 小山 一馬
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月10日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 7日まで
 令和8年3月17日
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第63号
 盛岡市中堤町22番10号
 再生債務者 岩崎 基次
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月17日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 8日まで
 令和8年3月18日
 盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(再イ)第139号
東京都羽村市羽東3丁目12番7号
再生債務者 森谷 昌洋
1 決議に付する再生計画案 令和8年3月3日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
8日まで
令和8年3月18日
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第45号
神奈川県小田原市飯泉1426番地の8
再生債務者 小倉 涼
1 決議に付する再生計画案 令和8年3月4日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
8日まで
令和8年3月18日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第69号
相模原市中央区淵野辺5丁目9番8号 ファ
ミール梅田206
再生債務者 大澤 順子
1 決議に付する再生計画案 令和8年3月10日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
8日まで
令和8年3月18日
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第108号
静岡県藤枝市上藪田128番地の43 サング
リーンライフA101号
再生債務者 山本 勝人
1 決議に付する再生計画案 令和8年3月10日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
8日まで
令和8年3月18日
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第104号
愛知県岡崎市福岡町字上八畑51番地
再生債務者 西 孝典
1 決議に付する再生計画案 令和8年3月16日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
8日まで
令和8年3月18日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第126号
愛知県安城市桜井町中狭間16番地2
再生債務者 鈴木由美子
1 決議に付する再生計画案 令和8年3月16日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
8日まで
令和8年3月18日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第22号
福島県いわき市常磐湯本町天神57番地の66
再生債務者 神田 友和
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月5日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
13日まで
令和8年3月16日
福島地方裁判所いわき支部

令和7年(再イ)第106号
千葉県柏市明原1丁目11番18号
再生債務者 尾澤 美香
1 決議に付する再生計画案 令和8年3月12日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
13日まで
令和8年3月16日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第32号
金沢市額谷1丁目72番地2
再生債務者 阿瀬 智明
1 決議に付する再生計画案 令和8年3月10日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
13日まで
令和8年3月18日 金沢地方裁判所民事部

令和8年(再イ)第2号
福井市高柳1丁目2408番地 福井市中央卸売
市場宿舍414号
再生債務者 津波 和巳
1 決議に付する再生計画案 令和8年3月10日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
13日まで
令和8年3月16日 福井地方裁判所

令和7年(再イ)第113号
千葉県松戸市牧の原435番地の1 牧の原公
団住宅1街区9棟106号
再生債務者 鳥居 欣明
1 決議に付する再生計画案 令和8年3月16日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
14日まで
令和8年3月17日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第57号
福井県鯖江市舟枝町第8号9番地4
再生債務者 阿辺山政宗
1 決議に付する再生計画案 令和8年3月3日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
14日まで
令和8年3月17日 福井地方裁判所

令和7年(再イ)第38号
奈良県磯城郡田原本町大字薬王寺125番地の
11
再生債務者 上田憲一郎
1 決議に付する再生計画案 令和8年3月6日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
14日まで
令和8年3月17日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(再イ)第241号
北海道恵庭市柏木町2丁目8番1-201号
再生債務者 黒須 信五
1 決議に付する再生計画案 令和8年3月6日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
15日まで
令和8年3月18日
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第287号
北海道江別市上江別東町7番地の12 サーム
江別駅413
再生債務者 武藤 好貴
1 決議に付する再生計画案 令和8年3月2日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
15日まで
令和8年3月18日
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第290号
札幌市豊平区福住2条1丁目5番18-205号
再生債務者 清水 康平
1 決議に付する再生計画案 令和8年2月25日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
15日まで
令和8年3月18日
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第9号
北海道北見市大正64番地13
再生債務者 山内裕太郎
1 決議に付する再生計画案 令和8年3月17日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
15日まで
令和8年3月18日
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

令和7年(再イ)第11号
北海道北見市春光町4丁目7番8号
再生債務者 中野 直樹
1 決議に付する再生計画案 令和8年3月13日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
15日まで
令和8年3月18日
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

令和8年(再イ)第1号
福井県鯖江市熊田町第24号7番地7
再生債務者 西北 進
1 決議に付する再生計画案 令和8年3月13日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
15日まで
令和8年3月18日 福井地方裁判所

令和7年(再イ)第38号
秋田市浜田字家後184番地 市営住宅5-402
再生債務者 鈴木 凌平
1 決議に付する再生計画案 令和8年3月5日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4
月7日
3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
7日まで
令和8年3月17日
秋田地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第15号

新潟県糸魚川市大字中野口7番地11
再生債務者 長野 誠

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月11日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月7日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月7日まで

令和8年3月17日 新潟地方裁判所高田支部

令和7年（再イ）第34号

岡山県倉敷市西中新田665番地1 山長ビルA-202

再生債務者 小豆 司

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月7日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月7日まで

令和8年3月17日 岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年（再イ）第120号

兵庫県高砂市北浜町北脇29番地の8
再生債務者 古城 裕也

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月19日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月8日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月15日まで

令和8年3月18日 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年（再イ）第137号

兵庫県姫路市西延末205番地26
再生債務者 福原 智裕

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月12日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月8日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月15日まで

令和8年3月18日 神戸地方裁判所姫路支部

小規模個人再生による再生計画不認可**令和7年（再イ）第14号**

沖縄県沖縄市古謝津嘉山町39-8 Dテラス101（住民票上の住所）沖縄県沖縄市比屋根7丁目2番11号 ビクトリアアヤ2-A
再生債務者 入仲 綾乃

- 1 主文 本件再生計画を認可しない。
- 2 理由の要旨 令和8年1月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条2項2号に定める事由がある。

令和8年3月17日 那覇地方裁判所沖繩支部破産係

小規模個人再生による再生計画取消**平成26年（再イ）第9号**

長野県安曇野市穂高有明7590番地（認可決定時の住所）長野市大字高田387番地1 サーバス高田401号

再生債務者 野本 真大

- 1 主文 本件再生計画を取り消す。
- 2 理由の要旨 平成26年12月15日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。

令和8年3月17日 長野地方裁判所民事部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止**令和7年（再イ）第67号**

群馬県前橋市高井町1丁目15番地16
再生債務者 細矢 浩伸

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。

令和8年3月17日 前橋地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始**令和8年（再口）第3号**

岡山市北区中仙道2丁目2番1号 クレセント中仙道5 303
再生債務者 加賀 文子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前11時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月1日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（再口）第1号

新潟県三条市新堀1477番地21
再生債務者 鷗川 亘夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月19日まで

新潟地方裁判所三条支部

令和7年（再口）第9号

堺市南区竹城台1丁2番104-606号
再生債務者 松川 佳世

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後2時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月12日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取**令和7年（再口）第9号**

岡山市北区今8丁目1番9号 ベンハウス今105号室
再生債務者 神谷 耕太

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年3月2日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年4月7日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（再口）第2号

佐賀県唐津市鏡1455番地9
再生債務者 宮崎 圭介

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月26日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年4月15日まで

令和8年3月18日 佐賀地方裁判所唐津支部

給与所得者等再生による再生計画認可**令和7年（再口）第12号**

神戸市須磨区妙法寺字白坂1022番地の25
再生債務者 下司 剛大

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年3月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年3月17日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年（再口）第1号

山口県宇部市大字船木4454番地2
再生債務者 境田 勝幸

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年3月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年3月18日 山口地方裁判所宇部支部

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和8年（チ）第1号

福井県あわら市大溝1丁目20-16
申立人 中村遼太郎

住所・居所 不明
（最後の住所）福井県勝山市本町4丁目10番4号

（不動産登記記録上の住所）福井県勝山市本町4丁目10番4号

所有者 亡中村信秀相続財産

届出期間満了日 令和8年5月25日

令和8年3月16日 福井地方裁判所

（別紙）物件目録

- 1 所在 勝山市本町4丁目
地番 811番
地目 宅地
地積 249.43平方メートル
- 2 所在 勝山市本町4丁目811番地
家屋番号 811番
種類 居宅
構造 木造ステンレス鋼板葺2階建
床面積 1階 88.92平方メートル
2階 63.82平方メートル
不明共有者の持分 17分の10

令和8年(子)第4号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
(亡松本力夫の最後の住所) 神戸市垂水区東垂水3丁目2番17号
所有者 亡松本力夫相続財産
届出期間満了日 令和8年5月18日

令和8年3月17日 神戸地方裁判所
(別紙) 物件目録

- 1 所在 神戸市垂水区東垂水三丁目
地番 986番36
地目 宅地
地積 48.78平方メートル
- 2 所在 神戸市垂水区東垂水三丁目986番地36
家屋番号 986番36
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 28.42平方メートル
2階 26.49平方メートル

令和8年(子)第6号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
(亡花岡繁の最後の住所) 神戸市垂水区五色山7丁目2番11号
所有者 亡花岡繁相続財産
届出期間満了日 令和8年5月18日

令和8年3月16日 神戸地方裁判所
(別紙) 物件目録

- 1 所在 神戸市垂水区五色山七丁目
地番 2053番10
地目 宅地
地積 88.19平方メートル
- 2 所在 神戸市垂水区五色山七丁目
地番 2053番16
地目 宅地
地積 11.86平方メートル
- 3 所在 神戸市垂水区五色山七丁目2053番地10
家屋番号 2053番10
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 60.76平方メートル
2階 33.90平方メートル

令和8年(子)第8号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 神戸市兵庫区熊野町3丁目15番5号
所有者 松本 良子
届出期間満了日 令和8年5月18日

令和8年3月17日 神戸地方裁判所
(別紙) 物件目録

- 1 所在 神戸市兵庫区熊野町3丁目
地番 50番14
地目 宅地
地積 35.40平方メートル
- 2 所在 神戸市兵庫区熊野町3丁目50番地14
家屋番号 50番14
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 23.92平方メートル
2階 20.77平方メートル

令和7年(子)第36号

熊本県下益城郡美里町永富285番地
申立人 吉村 和志
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 下益城郡砥用町柏川872番地
共有者 吉村サダメ(物件目録番号1の土地の不動産登記記録上の氏名吉村サダト)

届出期間満了日 令和8年5月18日
令和8年3月17日 熊本地方裁判所
(別紙) 物件目録

- 1 所在 下益城郡美里町永富字西受
地番 285番
地目 宅地
地積 730.70平方メートル
- 2 所在 下益城郡美里町永富字西受285番地
家屋番号 285番
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 301.48平方メートル
(以上1及び2につき、共有者吉村サダメの共有持分3分の1)

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和8年(子)第1号

宮城県伊具郡丸森町耕野字大高丸一番1-67
申立人 石塚 武夫
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 神奈川県横浜市金沢区瀬戸16番7号
所有者 武藤 輝雄
届出期間満了日 令和8年5月13日
令和8年3月13日

仙台地方裁判所大河原支部
(別紙) 物件目録

- 1 所在 伊具郡丸森町耕野字大高丸一番
地番 1番61
地目 山林
地積 1890平方メートル
- 2 所在 伊具郡丸森町耕野字大高丸一番
地番 1番41
地目 山林
地積 2958平方メートル
- 3 所在 伊具郡丸森町耕野字茗茄一番
地番 4番3
地目 雑種地
地積 368平方メートル

令和8年(子)第1号

栃木県足利市本城3丁目2145番地
申立人 足利市
住所・居所 不明
(亡長島ふじの最後の住所) 栃木県足利市久保田町647番地
所有者 (亡長島ふじ承継人) 長島 仁志
届出期間満了日 令和8年5月13日
令和8年3月13日

宇都宮地方裁判所足利支部
(別紙) 物件目録

- 1 所在 足利市久保田町字町田
地番 403番2
地目 田
地積 1104平方メートル
- 2 所在 足利市久保田町字町田
地番 404番
地目 田
地積 879平方メートル

令和8年(子)第3006号

東京都国立市中1丁目5番地79
申立人 出岡 眞弓
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都杉並区荻窪三丁目1番12号
所有者 石原ふさ子
届出期間満了日 令和8年5月15日

令和8年3月13日 東京地方裁判所
(別紙) 物件目録

- 所在 東京都中野区中央二丁目
地番 119番13
地目 宅地
地積 65.41平方メートル

令和8年(子)第12号

横浜市都筑区中川中央1丁目23番4号
申立人 株式会社プロセス
住所・居所 不明
(商業登記記録上の本店所在地) 横浜市港北区日吉七丁目16番37号
(不動産登記記録上の住所) 横浜市港北区篠原町3003番地
所有者 有限会社菊地商会
届出期間満了日 令和8年5月18日
令和8年3月17日

横浜地方裁判所第3民事部
(別紙) 物件目録

- 所在 横浜市港北区師岡町字表谷戸
地番 1185番16
地目 山林
地積 6.63平方メートル

令和7年(子)第2号

香川県小豆郡小豆島町池田2352番地
申立人 有限会社井上誠耕園
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 大阪市生野区小路東二丁目25番10号
所有者 梁 明子
届出期間満了日 令和8年5月11日
令和8年3月11日 高松地方裁判所
(別紙) 物件目録

- 1 所在 小豆郡小豆島町蒲生字西風呂
地番 甲272番2
地目 山林
地積 2324平方メートル

令和8年(子)第1号

高知市棧橋通1丁目10番17号
申立人 淨信寺
住所・居所 不明
所有者 潮江第一土地区画整理組合
届出期間満了日 令和8年5月15日
令和8年3月16日 高知地方裁判所

令和8年(子)第1号

熊本県八代郡米川町大野276番地
申立人 本田 信義
住所・居所 不明
所有者 木下 流作
所有権 木下 流作
(別紙物件目録1及び2の不動産登記記録表題部上の所有者) 木下 実平
(別紙物件目録3の不動産登記記録表題部上の所有者) 木下 實平
届出期間満了日 令和8年5月15日
令和8年3月16日 熊本地方裁判所八代支部
(別紙) 物件目録

令和8年(子)第1号

1 所在 高知市棧橋通一丁目字切田中ノ丸
地番 100番1
地目 雑種地
地積 66平方メートル
令和8年(子)第1号
熊本県八代郡米川町大野字上松尾
地番 491番1
地目 山林
地積 66平方メートル
所在 八代郡米川町大野字上松尾
地番 491番2
地目 山林
地積 29平方メートル
所在 八代郡米川町大野字上松尾
地番 494番1
地目 山林
地積 198平方メートル

合社その他の公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、令和八年六月十七日までにお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

埼玉県川越市旭町一丁目一六番一三号ラ
メール川越一階
(甲) 医療法人社団埼玉双泉会
理事長 羽毛田 公
東京都葛飾区青戸五丁目三〇番一六号二階
(乙) 医療法人社団東京東双泉会
理事長 羽毛田 公

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年九月三十日
掲載頁 一三八頁(号外第二一九号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年九月二十九日
掲載頁 二二八頁(号外第二二七号)

令和八年三月二十七日

東京都千代田区神田駿河台二丁目二番地二
(甲) 株式会社石橋楽器店
代表取締役 五十嵐勝則
東京都千代田区神田小川町二丁目一四番地
(乙) 株式会社ポンドビエール
代表取締役 五十嵐勝則

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年九月二十五日
掲載頁 五頁

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年九月二十五日
掲載頁 一一二頁(号外第二一四号)

令和八年三月二十七日

東京都港区麻布台一丁目一〇番一〇号
(甲) 株式会社オレンジ・アンド・パー
トナーズ
代表取締役 小山 薫堂
東京都港区麻布台一丁目一〇番一〇号
(乙) 株式会社ジョーシクリエティブ
カンパニー
代表取締役 萩尾 友樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

令和八年三月二十七日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一〇号
(甲) 株式会社ヘッドウオータース
代表取締役 篠田 庸介
東京都港区愛宕二丁目五番一〇号
(乙) BBDイニシアティブ株式会社
代表取締役 稲葉 雄一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年四月三十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月十六日
掲載頁 七十九頁(号外第一六三三号)

(乙) <https://www.kirara-group.co.jp>

令和八年三月二十七日
東京都中央区銀座七丁目一六番二二号G-1
7ビルディング
(甲) 株式会社モード・プランニング・
ジャパン
代表取締役 貞松 成

(乙) <https://www.kirara-group.co.jp>

令和八年三月二十七日
東京都中央区銀座七丁目一六番二二号G-1
7ビルディング
(甲) 株式会社モード・プランニング・
ジャパン
代表取締役 貞松 成

(乙) <https://www.kirara-group.co.jp>

令和八年三月二十七日
東京都中央区銀座七丁目一六番二二号
(乙) 株式会社きららグループホール
ディングス
代表取締役 貞松 成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年三月二十七日
東京都中央区日本橋三丁目二番一四号新横町ビル別館第一二階
(甲) フォーシーエイチ合同会社
代表社員 神田 学
東京都江東区豊洲三丁目五番三二一〇〇八号
(乙) ブルーツガール合同会社
代表社員 神田 学

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.gendagigo.jp/>

令和八年三月二十七日
東京都港区東新橋一丁目九番一〇号
(甲) 株式会社GENDA GIGO
Entertainment
代表取締役 二宮 一浩
福岡県中間市中央一丁目一〇番一〇号一〇一
(乙) 有限会社サンライ
代表取締役 光岡 竜

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 及び (乙)

掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年三月十一日
掲載頁 九十頁(号外第五十号)
令和八年三月二十七日
東京都台東区柳橋二丁目一〇番第二東商センター一〇一九一
(甲) 株式会社和
代表取締役 山口 和美
東京都台東区柳橋二丁目一〇番第二東商センター一〇一九一
(乙) 株式会社東和
代表取締役 下館 義勝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 及び (乙)

掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年三月十一日
掲載頁 九十頁(号外第五十号)
令和八年三月二十七日
東京都台東区柳橋二丁目一〇番第二東商センター一〇一九一
(甲) 株式会社和
代表取締役 山口 和美
東京都台東区柳橋二丁目一〇番第二東商センター一〇一九一
(乙) 株式会社東和
代表取締役 下館 義勝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 及び (乙)

掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年三月十一日
掲載頁 九十頁(号外第五十号)
令和八年三月二十七日
東京都台東区柳橋二丁目一〇番第二東商センター一〇一九一
(甲) 株式会社和
代表取締役 山口 和美
東京都台東区柳橋二丁目一〇番第二東商センター一〇一九一
(乙) 株式会社東和
代表取締役 下館 義勝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年三月二十七日
東京都千代田区大手町一丁目一番一号
(甲) TCB114株式会社
代表取締役 小森 一孝
福岡市博多区博多駅東三丁目六番一八号
(乙) 株式会社FCホールディングス
代表取締役 福島 宏治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年十二月二日
掲載頁 九十三頁(号外第二六四号)
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年十一月二十日
掲載頁 七十五頁(号外第二五五号)

令和八年三月二十七日
東京都港区赤坂一丁目二番三二号アーク
森ビル一二F (甲) ソフォス株式会社
代表取締役 足立 達矢
東京都港区赤坂一丁目二番三二号アーク
森ビル一二F (乙) セキユアワークス株式会社
代表取締役 足立 達矢

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲は確定した最終事業年度はありません。また、乙は計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月二十七日
東京都港区麻布台一丁目二番一号
(甲) 株式会社杉本
代表取締役 杉本 宏之
東京都港区麻布台一丁目二番一号
(乙) 有限会社杉本事務所
取締役 杉本 宏之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) http://www.ics-s.co.jp
(乙) http://www.fk-data.com/

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日
岐阜県中津川市駒場一四九三番地一九
(甲) 特定非営利活動法人中津川福祉医療ネットワーク
理事 岩田 知子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

岐阜県中津川市蛭川六三九三番地二
(乙) 特定非営利活動法人ひなたほっこ
理事 大橋利恵子

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年三月二十三日
掲載頁 九頁
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年三月二十三日
掲載頁 五十六頁(号外第六十二号)

令和八年三月二十七日
大阪市西淀川区中島二丁目九番一三三号
(甲) 株式会社漢那那商店
代表取締役 漢那 節美
大阪市西淀川区中島二丁目九番四七号
(乙) 漢那商事株式会社
代表取締役 漢那 幸枝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) https://sc-holdings.co.jp
(乙) https://sc-holdings.co.jp

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することいたしました。この合併に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

福岡市博多区網場町六番一五号
(甲) 株式会社SCホールディングス
代表取締役 吉田 知明
福岡市博多区網場町六番一五号
(乙) 株式会社個別指導塾スタンダード
代表取締役 吉田 知明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年三月十六日
掲載頁 一八一頁(号外第五十三号)
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年三月十六日
掲載頁 一八一頁(号外第五十三号)

令和八年三月二十七日
沖縄県那覇市おもろまち四丁目七番八号
(甲) 株式会社ピータイム
代表取締役 木村光一朗
沖縄県浦添市西原六丁目三番一号
(乙) 株式会社コンパドル
代表取締役 木村光一朗

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の調剤薬局事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) https://www.ainico.jp/
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十七日
掲載頁 一九八頁(号外第一四六号)

令和八年三月二十七日
札幌市白石区東札幌五条二丁目四番三〇号
(甲) 株式会社アインファーマシーズ
代表取締役 首藤 正一
広島県福山市沖野上町四丁目一三番二七号
(乙) 株式会社ファーマシイ
代表取締役 前川 征人

北九州市小倉南区田原新町一丁目一三番二二
北九州市小倉南区田原新町一丁目一三番二二
(甲) スピードネットワーク株式会社
代表取締役 前田 健次
北九州市小倉南区田原新町一丁目一三番二二
(乙) K108合同会社
代表社員 前田 健次

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の保険代理並びに不動産の管理、賃貸、売買及び仲介に係る事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。(乙) https://www.daiichi-sogyo.co.jp

令和八年三月二十七日

沖縄県那覇市古波蔵三丁目八番八号 沖縄県那覇市古波蔵三丁目八番八号 第一保険サービス株式会社 代表取締役 山城 達彦

沖縄県那覇市古波蔵三丁目八番八号 第一総業株式会社 代表取締役 山城 達彦

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社 V i z q u i t y (住所東京都世田谷区太子堂五丁目三番一〇号GSハイム太子堂三〇二)に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月十八日 掲載頁 五十頁(号外第三十四号) 令和八年三月二十七日 東京都渋谷区桜丘町二番二号

株式会社 P u a i n 代表取締役 水谷 聡男

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社 デイ グロス分割準備会社(住所東京都新宿区歌舞伎町二丁目二番一五号ヒルコート東新宿ビル七階)に対して当社の CRM 支援サービス事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://dglloss.co.jp

令和八年三月二十七日

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー七F 株式会社 デイグロス 代表取締役 大村 剛

組織変更公告

当社は、株式会社 に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

北海道白糠郡白糠町庶路東一線一七番地 合同会社 根がす農業 代表社員 森 崇

組織変更公告

当社は、株式会社 に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

埼玉県三郷市栄四丁目一六〇番地二 装建工業合同会社 代表社員 小島 恭也

組織変更公告

当社は、株式会社 に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸九〇三番地一 合同会社 Next Earth 代表社員 宮脇トニー

組織変更公告

当社は、株式会社 に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

東京都豊島区池袋二一六五一一三〇五 Workbee Service 合同会社 代表社員 宋 蕾

令和八年三月二十七日

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目三幕張テックノガーデンB棟九階1E号室 E L E M O s 合同会社 代表社員 伊藤 京子

組織変更公告

当社は、株式会社 に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

東京都中央区晴海二丁目二番四二一三七一八号 合同会社 モーランド 代表社員 内田 智大

組織変更公告

当社は、合同会社 に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号 日本プライベート・デット株式会社 代表取締役 小川 健二

組織変更公告

当社は、株式会社 に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

東京都渋谷区猿楽町一五番九一三〇五号 ハチハチ合同会社 代表社員 林 尚道

組織変更公告

当社は、株式会社 に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

東京都豊島区池袋二一六五一一三〇五 Workbee Service 合同会社 代表社員 宋 蕾

組織変更公告

当社は、株式会社 に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

東京都立川市柴崎町二一七一七輪々館二〇二号 Harvest 合同会社 代表社員 白石 翔也

組織変更公告

当社は、株式会社 に組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社 H O C とします。

令和八年三月二十七日

横浜市中区常盤町二丁目一〇番地 合同会社 H O C 代表社員 濱 久貴

組織変更公告

当社は、株式会社 に組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社 ビズサポート とします。

令和八年三月二十七日

神奈川県足柄上郡開成町吉田島五〇〇三番地一四 合同会社 ビズサポート 代表社員 松永 泰裕

組織変更公告

当社は、株式会社 に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

大阪府堺市堺区東永山園二番二九号 合同会社 G T G 代表社員 平石 統

組織変更公告

当社は、株式会社 に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日

福岡県久留米市宮ノ陣四丁目六番八号 合資会社 キタハラ 代表社員 北原 明彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年三月二十七日 掲載頁 四頁

令和八年三月二十七日 岩手県九戸郡洋野町種市第二地割一三三番地一

株式会社北三陸ファクトリー 代表取締役 下学坪之典

資本金の額の減少公告 当社は資本金の額を三億百十五万円減少し十

円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年十二月二十六日

掲載頁 七十六頁(号外第二八六号) 令和八年三月二十七日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズMORIタワー三五階

Aロー・エレクトロニクス・ジャパン株式会社 代表取締役 村井 西伊

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を二億九千一百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。令和八年三月二十七日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一虎ノ門ビルズステーションタワー

株式会社ビーケー0 代表取締役 糸木 悠

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を千九百九十八万円減少することにいたしました。

なお、減少する千九百九十八万円は資本準備金とします。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報 掲載の日付 令和八年三月十日

掲載頁 九十二頁(号外第四十九号) 令和八年三月二十七日

東京都豊島区北大塚二丁目三三番二〇号 株式会社ExtraBold

代表取締役 原 雄司

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を二十五億円減少させ、八

千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報 掲載の日付 令和八年三月十七日

掲載頁 一二三頁(号外第五十四号) 令和八年三月二十七日

東京都千代田区神田神保町三丁目五番地 東京リスマチック株式会社

代表取締役 寺澤 眞一

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を三億五千八百九十九万九

千四百六十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年八月二十六日

掲載頁 五十三頁(号外第一九二号) 令和八年三月二十七日

東京都港区虎ノ門一丁目一〇番五号KDX 虎ノ門一丁目ビル一F

代表取締役 野口 真平

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を一億二百七十四万三千三百六十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十七日 東京都港区赤坂五丁目二番三三三号Issai

Akasaka 株式会社Proxis Consulting

代表取締役 高橋 慶治

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を二億二千万円減少し一

億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。令和八年三月二十七日

東京都千代田区大手町一丁目一番一号 TCB114株式会社

代表取締役 小森 一孝

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を八億六千五百二十五万円

減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報 掲載の日付 令和八年二月二十五日

掲載頁 六十六頁(号外第三十八号) 令和八年三月二十七日

東京都品川区上大崎二丁目一四番九号 株式会社DPICJ1

代表取締役 玉澤 康一

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を八億七千六百六十三万二千

六百八十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。令和八年三月二十七日

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年九月一日

掲載頁 一〇三頁(号外第一九七号) 令和八年三月二十七日

東京都目黒区青葉台四丁目七番七号 iYell株式会社

代表取締役 窪田 光洋

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を五億六千七百六十七

円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。令和八年三月二十七日

東京都港区南青山一丁目一五番三七号 窪田製薬ホールディングス株式会社

代表取締役 窪田 良

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を金三十一億九千五百万円

減少し金一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月二十八日であり、株主総会の決議は、令和八年三月三十一日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年二月二十五日

掲載頁 六十五頁(号外第三十六号) 令和八年三月二十七日

東京都千代田区神田神保町二丁目一〇番地 四PMO神保町一階

代表取締役 石井 晃

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を四千二百四十二万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千七百五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

令和八年三月二十七日

東京都目黒区自由が丘二一六二一R J3

G P バイアウト株式会社

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四千三百七十七万円減少することにいたしました。

令和八年三月二十七日

横浜市神奈川区鶴屋町二丁目一番地五

株式会社柴橋商会

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し二百十万円とすることにいたしました。

令和八年三月二十七日

三重県伊賀市ゆめが丘一丁目一番地の四

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

令和八年三月二十三日

株式会社エスケイワード

令和八年三月二十七日

大阪府北区東天満二丁目二一四 T.Y.Bi ル六〇一号

株式会社

代表取締役 西 淳一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億六千三百八十二万五千円減少し五百万円とすることにいたしました。

令和八年三月二十七日

福岡市南区大橋四丁目三番一

株式会社 r y o j b a b a

代表取締役 馬場 亮治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百七十七万五千八百円減少することにいたしました。

令和八年三月二十七日

福岡市博多区博多駅前三丁目四番一

株式会社

代表取締役 高村 隼人

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月三十一日を効力発生日とする株式会社丸の内運送との株式交換(以下「本株式交換」)により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

令和八年三月二十七日

山形県寒河江市高田三丁目八四番地の一

株式会社丸の内HD

準備金の額の減少公告

当社は、その他利益剰余金の欠損填補の原資確保のため、資本準備金の額を十三億円減少し、当該減少額十三億円をその他資本剰余金に振り替えることとし、その効力発生日を令和八年四月三十日といたしました。

株主総会の決議は、令和八年三月二十四日に終了しております。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内(令和八年四月二十七日限り)に、左記の提出先(郵送可・期限内必着)にてお申し出下さい。

提出先 東京都港区南青山三丁目一番三三三号 K D 南青山ビル

アフラックデジタル

サービス株式会社経営管理部

代表取締役 鍵谷圭二郎

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億五十万円減少することにいたしました。

令和八年三月二十七日

東京都港区南青山三丁目一番三三三号 K D 南青山ビル

アフラックデジタルサービス株式会社

代表取締役 鍵谷圭二郎

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三千八百九十四億四千万円減少し、五千万円とすることにいたしました。

令和八年三月二十七日

東京都千代田区東神田二丁目八番一三三

株式会社アルト・コーポレーション

代表取締役 赤木 政一

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を百五十万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十四日に終了しております。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月十七日

掲載頁 五十九頁(号外第一六四号)

令和八年三月二十七日

東京都渋谷区南平台町五番六号

株式会社ファイブハンドレッドクラブ

代表取締役 巴 政雄

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を百五十万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十四日に終了しております。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞社

掲載の日付 令和八年三月十日

掲載頁 二頁

令和八年三月二十七日

愛知県名古屋市中区泉一丁目二番二七号

株式会社エスケイワード

代表取締役 沢田 圭一

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加する予定の資本準備金の額を五億四千九百九十六万六千二百八十一円減少することにいたしました。

令和八年三月二十七日

愛知県蒲郡市府相町三丁目五四番地

3SEAホールディングス株式会社

代表取締役 山本 成竜

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億二千四百六十一万二千四百四十四円、資本準備金の額を十一億二千四百六十一万二千四百四十三円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十五日であり、株主総会の決議は令和八年三月二十六日に終了しております。

令和八年三月二十七日

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

株式会社モダリス

代表取締役 森田 晴彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千七百七十八万三千九百三十六円、資本準備金の額を二億六千七百四十六万六千六百三十円減少することにいたしました。

令和八年三月二十七日

株式会社チップワンストップ

代表取締役 ラファエル・サルミ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百三十億八千六百五十万円、資本準備金の額を二百三十億八千六百五十万円減少することにいたしました。

令和八年三月二十七日

株式会社ラクアビリティ

代表取締役 ビコリマ慶子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千三百六十万円、資本準備金の額を二億二千三百五十万円減少することにいたしました。

令和八年三月二十七日

株式会社ジェイ・シー・エー

代表取締役 大串 啓介

資本金及び準備金の額の減少公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年三月二十七日

株式会社ジェイ・シー・エー

代表取締役 大串 啓介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千七百万円、資本準備金の額を十一億三千七百万円減少することにいたしました。

令和八年三月二十七日

株式会社ラクアビリティ

代表取締役 ビコリマ慶子

資本金及び準備金の額の減少公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年三月二十七日

株式会社チップワンストップ

代表取締役 ラファエル・サルミ

資本金及び準備金の額の減少公告

効力発生日は、令和八年四月三十日を予定しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年三月二十七日

京都府長岡京市東神足二丁目一番一号

三菱ロジスネクスト株式会社

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十二億七千五百二十三万三千三百七十一円、資本準備金の額を十四億八千七十万五千五百六十一円減少することにいたしました。

令和八年三月二十七日

株式会社ラクアビリティ

代表取締役 鹿島 紘樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年三月二十七日

株式会社ラクアビリティ

代表取締役 鹿島 紘樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年三月二十七日

株式会社ラクアビリティ

代表取締役 菅原 秀一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年三月二十七日

株式会社ラクアビリティ

代表取締役 中田 幸男

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年三月二十七日

株式会社ラクアビリティ

代表取締役 菅原 秀一

定款変更につき通知公告

本籍福島県郡山市小原田四丁目九番、最後の住所福島県郡山市中田町赤沼字中井田二二三八番地の二 被相続人 亡 石井 俊雄

右被相続人は令和七年十月二十六日死亡し、その相続人は令和八年三月十一日福島家庭裁判所郡山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年三月二十七日

福島県郡山市安積町荒井字柴宮山二八番地の四 相続財産清算人 石井 隆光

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年五月一日までに乙にご提出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年八月四日
掲載頁 七十三頁(号外第一七七号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月十七日
掲載頁 七十九頁(号外第一六四号)
令和八年三月二十七日

東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号住友不動産九段ビル一階

(甲) アンドフアーマ株式会社
代表取締役 岩本 紳吾

東京都新宿区下宮比町一番四号

(乙) 株式会社ジェイ・ケイ・アイ
代表取締役 神永 信吾

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億九千五百万円減少し、二億五千二百二十万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年四月二十八日であり、社員総会の決議は、令和八年三月二十三日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和八年二月十九日付官報の号外第三十五号一二頁に掲載されています。
令和八年三月二十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一四号

岡山空港南開発特定目的会社
取締役 田淵 安春

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十九日
掲載頁 二十九頁(号外第十一号)
令和八年三月二十七日

東京都中央区銀座一丁目六番一〇号土志田ビルディング3F
Dionysus 特定目的会社
取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千四百二十一万六千円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000842/2r6/
令和八年三月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇一〇

TM P SMI 特定目的会社
取締役 栗国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四六億二八二一萬七九一七円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月十四日
掲載頁 一四四頁(号外第一六一号)
令和八年三月二十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七七八〇七号
西淀川物流特定目的会社
取締役 菊地 耕平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十四億五千二百三十万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年三月二十三日
掲載頁 五十七頁(号外第六十二号)

令和八年三月二十七日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一〇号

ニ崎2プロパティ 特定目的会社
取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六億円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://snm.jp/koukoku/kobe_logistics.html/
令和八年三月二十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一〇

神戸ロジスティクス 特定目的会社
取締役 三品 貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九億四千五百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年四月十一日付官報の号外第八十二号五十五頁に掲載されています。

令和八年三月二十七日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ石山森タワー四〇階

ジー・エイ・ワン・レジデンス・フォー 特定目的会社
取締役 高橋 法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき優先資本金の額を三億円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/440U56S-00036
令和八年三月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇一〇

ビービーエフエー・ジャパン・スリー 特定目的会社
取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき優先資本金の額を金一億二千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/440U56S-00037
令和八年三月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇一〇

ビービーエフエー・ジャパン・ファイブ 特定目的会社
取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき優先資本金の額を金二億円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/440U56S-00040
令和八年三月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇一〇

ビービーエフエー・ジャパン・エイト 特定目的会社
取締役 中村 武

訂正公告

令和八年三月十七日掲載の大阪地方裁判所に係る令和七年(チ)第五十九号所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告(母ト入国審裁(イ)申(特)の公告中、(別紙)物件目録の所在に「大阪府生野区堀北一丁目」とあるのは「大阪府生野区堀北一丁目」の誤りにつき訂正します。

訂正公告

令和八年三月十九日掲載(号外第六十号)の株式会社エヌタスに係る第八期決算公告中、「うち「当親補当先」とあるは「うち「当親補当先」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月二十七日

長崎県長崎市新地町三番一七号
株式会社エヌタス
代表取締役 濱本 剛一